

令和7年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和7年9月9日（第5日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	溝上 広行	9番	定松 弘介
2番	南里 隆司	10番	前田 弘次郎
3番	田島 隆一	11番	吉岡 英允
4番	吉岡 正博	12番	草場 祥則
5番	岸川 信義	13番	片渕 栄二郎
6番	友田 香将雄	14番	西山 清則
7番	重富 邦夫	15番	溝上 良夫
8番	中村 秀子	16番	内野 さよ子

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田島 健一	副 町 長	百武 和義
教 育 長	下平 博明	総 務 課 長	谷崎 孝則
企画財政課長	大串 恭隆	総合戦略課長	山口 裕一
税 務 課 長	出雲 誠	住 民 課 長	永尾 宗紹
保健福祉課長	山下 英治	長寿社会課長	小野 勉
生活環境課長	川崎 美津夫	農業振興課長	吉村 浩
商工観光課長	筒井 直	農村整備課長	吉村 大樹
建設課課長補佐	田口 光夫	会 計 管 理 者	久原 美穂
学校教育課長	久原 正好	主任指導主事	鶴田 智樹
新しい学校づくり課長	永石 敏	生涯学習課長	矢川 靖章
農業委員会事務局長	石田 善人		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	中原 賢一
課 長 補 佐	片渕 英昭
議 事 係 書 記	草場 雅子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

11番	吉岡 英允	12番	草場 祥則
-----	-------	-----	-------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

1. 溝上良夫議員

1. 過疎対策事業の効果と課題について
2. 学校教育の現状について
3. 地方公務員の働き方改革について

2. 中村秀子議員

1. 子どもたちの学力は
2. 町の史跡・文化財の保存と管理について

3. 南里隆司議員

1. 自衛隊輸送機オスプレイ飛行の本町への影響について
2. 本町の温暖化対策について
3. 熱中症予防休憩所の拡充について
4. 各種委員会の運営について

4. 岸川信義議員

1. 特殊詐欺について情報弱者の対応をどうすべきか
2. 区長、公民館長報酬の改正と駐在員制度について
3. デジタル商品券発行について

9時30分 開議

○内野さよ子議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1

○内野さよ子議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、吉岡英允議員、草場祥則議員の両名を指名します。

日程第2

○内野さよ子議長

日程第2、これより一般質問を行います。
本日の通告者は4名です。
順次発言を許します。溝上良夫議員。

○溝上良夫議員

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問を始めたいと思います。

まず最初に、過疎対策事業の効果と課題についてお伺いをいたします。

過疎対策については、昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法により、過疎地域における生活環境の整備や産業振興など、全国では一定の効果を上げてきたと思われま。令和3年からは新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法ということになって、国から総合的な支援がなされてると思われますが、旧法と新法の趣旨の違いと過疎地域市町村となる指定の条件についてお伺いをいたします。

○山口裕一総合戦略課長

お答えいたします。

過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で期限を迎え、令和3年4月1日からは、過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するための過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、現在に至っております。

まず、直近の旧法となります過疎地域自立促進特別措置法と現行法の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の趣旨の違いでございますが、目的といたしまして、過疎地域とされる地域に対し総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、過疎地域自立促進特別措置法では、自立促進を図り住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正、美しく風格のある国土の形成を目的とされており、一方の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法におきましては、持続的発展を支援し、人材の確保及び育成、雇用機会の充実、住民福祉の向上、地域格差の是正、美しく風格のある国土の形成を目的として明記されております。

次に、過疎指定の要件でございますけれども、市町村ごとに人口要件及び財政力要件によって判断されることとなります。旧法から新法となりまして、見直しがされた過疎地域の指定要件の要点でございますが、1つ目に長期の人口減少の基準年が昭和35年から昭和50年とされたこと、2つ目に財政力が低い市町村に対する長期の人口減少要件が28%から23%に緩和されたこと、3つ目でございます、平成の合併による合併市町村の一部過疎の要件が、財政力指数でございますけれども、市町村平均の0.51以下ではなく、市平均の0.64以下に設定されたこと、4つ目に旧法の過疎地域を対象に長期の人口減少率の基準年が昭和35年を併用されたこと、またみなし過疎を継続措置されたこと、以上の4点となっておりますところでございます。

○溝上良夫議員

旧法と新法の趣旨の違いについて、1つお伺いします。

目的の部分で、旧法では自立促進を図り云々、新法では継続的発展を支援し云々と。

単純に解釈のことについてお伺いしたんですが、旧法では単純に自立して過疎地域から脱却をなさいと、新法では脱却は難しいので今の現状を継続しなさいという解釈でよろしいのでしょうかね。

○山口裕一総合戦略課長

旧法の特に自立促進を図りという部分と新法の持続的発展を支援しの部分の解釈のお話でございますけども、この文言の違いは、過疎問題が一時的なものではなく、継続的な支援が必要な構造的課題として認識されることを示しております。したがって、自立促進を図りは、地域が最終的に自立することを目指す支援であったのに対しまして、持続的発展を支援しは、国が今後も長期的に関与しながら地域と共に発展を目指す支援への転換を意味していると解釈しております。町といたしましても、持続可能な地域社会の形成と地域資源を活用した地域活力の向上が実現いたしますように、全力を挙げて取り組むことが重要であると認識しております。

○溝上良夫議員

それでは、もう一つ、指定要件の件について、指定要件の1つ目に長期の人口減少率の基準年が昭和35年から50年とされたこと、4つ目、長期の人口減少率の基準年が昭和35年を併用されたこと、この違いはどういう意味か、お伺いします。

○山口裕一総合戦略課長

少しばかり説明が不足しておりました。失礼いたします。

1つ目の長期の人口減少率の基準年が昭和35年から50年とされたことにつきましては、基準年を新しくすることによって、より最近の人口減少率の動きが重視されるということになります。そして、先ほど申しました4つ目でございますけども、長期の人口減少率の基準年が昭和35年を併用されたことにつきましては、あくまでも旧法の過疎地域を対象とされておまして、両方の基準年からの減少率を比較、併用して判断することが可能ということになっておりますので、よってどちらか一方の基準年では過疎指定されない場合でももう一方で指定される可能性があり、地域によって柔軟で実態に即した判断というのが可能となっております。

○溝上良夫議員

それでは、次の質問に入ります。

本町の過疎地域指定について、合併前の旧町から現在に至るまでの流れについてお伺いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

過疎の経緯についての御質問でございますけれども、本町の過疎地域指定について、まず合併前の状況について御説明いたします。

旧福富町では、過疎指定後、平成2年3月31日に指定終了、これはいわゆる卒業団体ということになっております。旧有明町では、過疎指定後、平成12年3月31日に指

定終了、これも卒業団体となっております。旧白石町でございますけれども、過疎の指定を受けておりません。よって、合併直前では、旧3町とも過疎指定にはなっていない状況でございました。合併後になりますと、旧過疎法でございます過疎地域自立促進特別措置法の下、平成22年度に過疎地域に指定されまして、同年度から過疎計画を策定、現在で第3期となります白石町過疎地域持続的発展計画となっているというところでございます。

以上でございます。

○溝上良夫議員

この中で1つ、卒業団体というのは、過疎地域から脱退したのか、そこら辺を一言だけ。

○山口裕一総合戦略課長

過疎地域であった等の人口の減少率であるとか、この財政力の指数とかをクリアしたと、そのような状態でございます。過疎地域の指定を外れたということでございます。それと、旧白石町に関しましては、そもそも過疎の指定を受けていないというところです。

○溝上良夫議員

それでは次に、過疎地域に指定された市町村は過疎対策事業債を中心に財政上の措置がありますが、その概要とメリットについてお伺いをいたします。

○大串恭隆企画財政課長

財政上の措置といたしましては、過疎対策事業債を発行できることが大きなメリットになっております。しかも、本町は一部指定ではなく全域指定でございますので、町全体の活性化や基盤整備のための施策に一体的に取り組むことができるということになっております。

対象事業といたしましては、ハード事業では、農業振興施設、産業振興施設、交通通信施設、厚生施設、教育文化施設などと、幅広い分野にわたっております。ソフト事業につきましては、起債の特例でございます。地域医療の確保や集落の維持など、住民が安全・安心に暮らせる地域社会の実現を図るために必要と認められる事業が特別に認められております。

過疎債の充当率でございますが、100%でございますので、事業完了時点での町の財源持ち出しを必要とせずに、機動的に取り組むことができる仕組みになっております。さらに、後年度の元利償還金の70%が交付税措置されることから、町といたしましては、残りの3割分の財源を確保するために、現在は減債基金へ積み立てる、あるいは確保をする見込みを立てることで、過疎対策事業に取り組むことができるようになっております。そのほかにも、都道府県代行制度、国庫補助率のかさ上げ、金融措置、税制特例措置などがございます。

以上です。

○溝上良夫議員

それでは、次ですけれども、白石町過疎地域持続的発展計画に基づいて、過疎対策事業を実施されてると思います。その主な事業についてお伺いをいたします。

○大串恭隆企画財政課長

御質問の過疎対策事業につきましては、平成23年度から事業に取り組んでおりました、令和6年度までの14年間で申し上げますと、延べ161事業に対しまして91億8,244万円の過疎債を借り入れております。元利償還金は約93億8,280万円で、昨年度までに44億2,800万円を償還してるところでございます。

主な事業といたしましては、ハード事業では、国営筑後川下流土地改良事業償還金、し尿処理センター建設事業費負担金、下水道事業、漁港整備事業、道路新設改良事業、新設小学校施設整備費等に活用いたしております。ソフト事業につきましては、子どもの医療事業費、コミュニティタクシー助成事業、デイサービス事業等に活用してきたところでございます。

今年度から合併特例債の事業終了によりその分を過疎債へシフトいたしておりますので、活用額を大変大きくしてるところでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

1つお伺いいたします。

償還計画はされているのか、筑水の負担金であるとか、し尿処理センター建設負担金、下水道事業など、簡単に説明できますかね、お伺いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

非常に償還額としては多額の償還をしておりまして、数字で申し上げますと非常に分かりにくいものですから、全体的な概要として説明をさせていただきます。

過疎債につきましては、ほかの起債同様に年度ごとにハード分、ソフト分、下水道分といった形で、おおむね事業完了後の3月から5月に借入れを行っております。借入先は主に公的資金。公的資金と申しますのは、国の財政融資資金または地方公共団体の金融機関の資金で、償還につきましては、減価償却の耐用年数の範囲、かつ貸出先が定める償還年限の範囲内で借入れを行ってるところでございます。

御質問の筑水負担金やし尿処理センター建設事業費負担金につきましては、ハード分として償還金は12年償還でございます。下水道事業につきましては、主に20年から40年で借入れをいたしております。計画どおりに償還をしてるところでございます。年度の借入額に変動はございますが、10年単位などの長いスパンで見ますと、毎年の償還額は平均している状況でございます。

なお、財政担当といたしましては、個別の事業ごとか、過疎債だけではなく起債全体額での償還計画を立ててるところでございます。決算ベースでは、公債費では上昇傾向にありますが、これは20年償還の臨時財政対策債が減少いたしております、

12年償還が多い過疎債の残高が増えているということが原因ということでございます。償還におきましても、交付税で措置されない部分は減債基金への積立てを行ってるところで、計画どおりに償還ができているということでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

今のところ問題はないということによろしいですかね。

それでは、次に移りたいと思います。

これらの過疎対策事業が本町にどのような効果をもたらしたと考えているのか、お伺いをいたします。

○大串恭隆企画財政課長

先ほどから申し上げておりますとおり、過疎債につきましては元利償還金に対する7割の交付税措置がございまして、実質町の負担につきましては3割負担でいいということになっているところでございます。そういうことから、より多くの事業に着手できるということになっております。結果的に、各分野におきまして必要な投資ができているというものと考えております。

国営筑後川下流土地改良事業やし尿処理センター負担金などは、町の財政規模に対して大きな支出でございましたけれども、過疎債の活用により、ほかの事業に影響を与えることなく財政運営ができておるところでございます。また、学校や道路などの建設事業費につきましては、起債をしないと交付税措置がございませんので、今後も適債事業におきましては、優先的に過疎債を活用することで財政健全化に努めていくことと考えております。

さらに、ソフト分といたしまして、子どもの医療事業費やデイサービス事業などに経常的に事業として活用できていることで、安定的な財源の確保と経常収支比率の上昇の抑制につながっておるところでございます。産業、福祉、人口減少対策など、個別の分野ごとに効果を表すことはできませんが、過疎債がなければ現行の投資を行うことができなくなり、町の活力低下につながります。過疎債による絶大な財政効果により、町全体といたしまして大きな恩恵を受けているということでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

ちなみに、令和6年度までの過疎債の借入状況、償還状況など、一言お伺いします。

○大串恭隆企画財政課長

過疎債の借入れの状況ですけれども、総額で91億8,200万円ということでございますが、償還額、借入額の一番大きいものでいきますと、筑水の負担金が一番大きくて28億2,900万円、2番目に大きいものにつきましては、し尿の施設、下水の排水施設、その分が17億6,900万円で、3番目に多いのが下水道の管の分の借入れでございまして17億3,300万円で、4つ目がソフト分ということで10億8,900万円程度でございます。

以上です。

○溝上良夫議員

それでは次に、現在の過疎計画は、令和3年度から7年度までの計画となっていると思います。8年度からも過疎地域に指定される見込みなのか、お伺いいたします。

○山口裕一総合戦略課長

先ほど来からお話に出ておりますけども、本町が現在取り組んでおります白石町過疎地域持続的発展計画は、令和3年度に施行されました過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づきまして、令和3年度から令和7年度までの5箇年を計画期間として策定したものでございます。

この計画におきます過疎地域の指定は、国が示す過疎地域要件に基づき指定を受けたものでございます。令和8年度以降の過疎地域の指定につきましては、現行法の適用状況、国による制度の見直し、及び人口動態や財政状況等の指標に基づきまして、今後国及び佐賀県の動向を注視していきながら対応していく必要がございます。現段階におきましては、令和8年度以降も引き続き過疎地域として指定される見込みであると考えておりますが、正式な指定につきましては国の判断を待つこととなります。町としましては、引き続き関係機関と連携いたしまして、地域の実情に応じた持続的発展が図られるよう、次期計画の策定準備や制度情報の収集に努めてまいりたいと思っております。

○溝上良夫議員

それでは、次の質問を聞いてから再質問をしたいと思っております。

今後過疎対策事業により取り組むべき事業や課題をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○大串恭隆企画財政課長

本町では、令和6年度までは新町まちづくり計画に基づきまして、合併特例債と過疎地域持続的発展計画に基づきまして、過疎債の2つの起債を活用できたことから非常に財政的に有利な状況にございましたが、合併特例債が令和6年度で終了いたしましたので、今年度、令和7年度からは有利な起債は過疎債のみということになっております。町の発展や地域振興のために必要なインフラ整備やソフト事業の充実は欠かせませんので、積極的に過疎対策事業に取り組んでいくことといたしております。

特に公共施設の統廃合に伴う集約化、複合化の事業につきましては、公共施設マネジメント特別分といたしまして、過疎債の優先的な配分をされることとなっております。新設小学校の施設整備費は、学校の再編事業としてこれに該当するため、過疎債により今後の建設費の財源確保のめどをつけているところでございます。

一方で、全国的な人口減少による過疎指定地域の増加が見込まれまして、過疎債の発行枠と自治体の要望額との乖離がさらに大きくなることが危惧されているところでございます。本年度におきまして、ハード事業分で2億円の調整がかかりまして、9

月補正において過疎債を減額いたしまして、別の起債へ振り替えているところです。このことにつきましては、交付税の減少につながることから、県に対して国へ実情を伝えていただくよう申入れを行っているところでございます。

今後につきましても、本町の活力や生活環境の向上のために必要な投資を行いまして、本町の持続的発展を目指していきたいと考えております。

以上です。

○溝上良夫議員

過疎債の減額なり、問題があると思いますが、答弁の中にも今後県に対して国へ実績を伝えていただくよう申入れをしていくということでもございましたけども、国の政局が不安定な中、どういうふうな考えをしているのか、また国に対して要望書等の提出などを考えておられないのか、お伺いをいたします。

○田島健一町長

過疎債についていろいろと御質問をいただいたところでございます。

現行の過疎法につきましては、10年間の時限立法でございますので、少なくとも令和12年度までは、政局に関係なく過疎対策事業に取り組めるものと思っております。現在、企業業績の回復や大企業の賃上げ等で、国税は毎年過去最高を更新しておりますけれども、地方税につきましても、都市部を中心に税収が大きく伸びております。一方で、過疎自治体にはその恩恵が行き届いていないのではないかというふうに思っております。本町においても税収が横ばい状態でございますので、東京一極集中による地方と都市部の地域間格差の是正の必要性を感じているところでございます。

そこで、地方地域の国会議員定数が減少していること等も踏まえまして、私は全国町村会をはじめ様々なルートを通じて意見を申し上げているところでございます。しかしながら、本年度は、先ほど課長説明にもありましたように、発行額の調整が必要となっております。そこで、要望書につきましては、町としての意思を示すこととなりますので、執行部だけではなく、議会のお考えや判断も必要になるものと考えておりますので、御協力をお願いしたいというふうにも思っているところでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

この過疎債についてですけども、合併特例債がなくなった現在、この過疎対策事業だけが頼りなのかなというふうに思っております。ぜひ有効な活用をしてもらいたいというふうに思っております。

それでは、次に移りたいと思います。

学校教育の現状についてお伺いいたします。

現在、小・中学校の不登校の状況についてお伺いをいたします。

○鶴田智樹主任指導主事

今年度の状況でございますが、8月は夏休みでしたので今年度7月末時点で申し上

げますと、不登校の定義が年間で30日以上ですので、今既に今年度30日以上欠席している児童が、小学校で7名。それで、30日にはまだ達していないんだけど、欠席等が目立って、このままいくと年間通したときに30日を超えるのではないかという不登校傾向のお子様が、小学校で14名になっております。中学校については、30日以上欠席が17名、30日未満が17名と、同数になっています。

これは県や全国に比べると比較的低い数値ではございますけれども、小学校では令和5年度から増加傾向が見られております。中学校については直近5年間横ばいという状況でございます。

以上です。

○溝上良夫議員

この不登校については、世間一般で言われてる長期の休み明けに増える傾向があるということですが、本町ではないというふうなことをお伺いしましたので安心をしてるところでございますが、不登校の生徒に対するケア、対策は何かされてるのか、あればお伺いをいたします。

○鶴田智樹主任指導主事

不登校の対策については、一度不登校になると、特に完全不登校と呼ばれる、もう一切学校に来られなくなる状況までなると、そこから学校に復帰するというのは非常に難しい傾向が多く見られます。ですから、学校では、不登校にならない、いわゆる未然防止の対策をしております。教育相談の充実であったりとか、生活アンケートの充実によって、教員の見取りだけではなくて、主観だけではなくて客観的なデータに基づいた早期発見、早期対応の対策を講じているところでございます。

また、町教委としまして、昨年度中学校に新たに設置しました、これは学校には出てこられるけれどもなかなか学級までは行けないというお子さんたちのために、中学校のほうに別室を設置しまして、そこに1人支援員をつけているところでございます。また、なかなか学校にも行けないというお子様方に対しては、コンフォートスペース「あい」、教育支援センターですけれども、そこで将来の自立に向けたサポート等を行っているところでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

先ほど保健室と別に特別な教室を設けて対策をしているということで、不登校に関してはデリケートな部分が多いので大変だと思いますけども、一人でも減少することを願っております。

次、小学校のことについてお伺いをいたします。

小学校の児童減少の現状と、それに伴う影響及び対応はどうされてるのか、お願いをいたします。

○鶴田智樹主任指導主事

本町においても、特に小学校において児童減少により、学級も減っていきますので、学校教育の在り方に影響を与えているところがございます。全てが小規模校と言ってしまうかと思いますが、そういった中で、学校では小規模校であっても児童ができる限り多様な関わりをできるような、例えば町内のほかの小学校とオンラインでつないで授業を行ったり、校内だけでも異学年で合同授業を行ったり縦割り班などの活動と、様々な工夫をしているところがございます。

御存じのとおり、六角小学校では、今年度から2、3年生が複式学級の対象となっております。ですので、本来であれば六角小学校の今年度の2、3年生は1人の教員が2つの学年を担当しなくてはいけなかったところがございますけれども、町単独予算をつけていただきまして、講師を町で任用しまして、複式学級を解消しているところがございます。ただし、今後、令和10年度に須古小学校で複式学級になる可能性が高いと見込んでおりますので、講師の確保、ここはまた課題になってくるかと考えているところがございます。

今後、来年度の有明地域3小学校、令和12年度の白石地域4小学校の再編によって、ある程度児童減少の影響は緩和しますけれども、引き続き小規模集団の中でもできる限り多様な関わりを子どもたちが持てるような取り組みを学校と共に模索してまいりたいと考えているところがございます。

以上です。

○溝上良夫議員

児童の減少に伴って、いろいろ問題が出てくると思います。旧白石地域では、12年の統合ということで、それまでに解決できないものが多いと思いますが、どういうふうな対応をする計画なのか、お伺いをいたします、何かあれば。

○鶴田智樹主任指導主事

現に、この少子化の傾向というのはなかなかこのまま続いていきますので、子どもが本当に一学年に小学校については1学級で、しかも10名いないような状況が続いています。この中で、なかなか有効な対策が打てないところがございますけれども、その中でもできる限り、もう繰り返しになりますけれども、どうにかして多様な、地域人材の方々も含めていろんな人々との関わり、中規模校ではそういった関わりを持ててくれるわけで、そこが一番の小規模化の課題だと思っています、適正規模に満たない学校の課題だと思っていますので、その工夫について学校と一緒に考えていきたいと考えております。

○溝上良夫議員

それでは次に、中学校のことについてお伺いをいたします。

中学校統合後の生徒の変化などはどういうものがあるのか、問題点があればお伺いをいたします。

○鶴田智樹主任指導主事

昨年度の再編によりまして、今年度の白石中学校は、各学年5クラス、特別支援学級が9クラス、計24クラスの学校規模となっております。これは西部管内で言うと、2番目の規模の学校となっております。

それで、再編後の生徒の様子でございますけれども、やはり生徒数が増えた分、学習や部活動、あるいは学校行事、生徒会活動等様々な面で競争が見られて、活気あふれる学校となっていると、活性化が図られているのではないかと捉えているところで。また、学校内の人間関係が広がる中、おおむね良好な友人関係を築くことができているのではないかと捉えております。

今年度の全国学力・学習状況調査、これは生徒に対するアンケート、質問調査もあるんですけども、例えば今年度の学力調査、全国調査の中で、学校に行くのは楽しいですか、あるいは友達関係に満足していますかという質問に対して、当てはまる、どちらかという当てはまると肯定的な回答をした生徒の割合は、それぞれ90.4%、92.1%と、高い満足度を示しています。例えば楽しいですかという質問、全県とか全国は85%ぐらいですので、5ポイントほど高いと。これは相対的な話ですけども、高い満足度を示しているのかなと考えているところです。ただ一方で、生徒が多くなった分、やはり生徒間トラブル、問題行動等の課題も出てきているところでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

今の答弁の中で、満足をしているというのが90.4%及び92.1%。あとの約1割の満足をしていない生徒の対応はどういうふうにされているのか、またアンケートは無記名なのか記名なのか、無記名だったら対応は難しいでしょうけど、そこら辺をお伺いいたします。

○鶴田智樹主任指導主事

アンケートについては、それぞれの児童・生徒がどういった回答をしたかは分かるようになってます。学力調査と同時に取りますので、学校では把握はできるということになります。

それで、御指摘のとおり、満足していないと答えた子たちがある一定数いる、1割程度いるということは事実でございます。ですから、御指摘のとおり、ここの満足していない子どもたちに対してどのような手当てを打っていくかというところだと思います。それで、いわゆる満足群といいますけれども、学校生活に満足してる子たちというのは全体指導の中で何とか対応できるところなんですけど、その満足してないというところについて、やっぱり個別の支援、これが必要になってきます。

例えば、学校は、こういう全国学状のアンケートのほかに、データとしてQ-Uテストというのがございます。これは正式名称は学校生活意欲診断検査といいますけど、これは小学校4年生以上を取っております、これは何かというと、その子がどの程度満足してるのかというのを一人一人チャートというか分布グラフにして、どの子がどこにいるかというのが学校の中で、あるいは学年の中で、それが分かるようになって

ています。それで、右上に行けば行くほど満足してて、左下に行けば行くほど不満足というか、嫌なことを言われてたりとか、あるいはなかなか認められていないという子どもたちなんですね。そのところについては、学年であったり校内研であったり学校であったりで、この子たちをどうしていこうかという話を学年あるいは学校で行って、組織としてどうやって支援をしていくのか、ケアしていくのかというところを検討して、手を打っているところでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

それでは、関連で中学校のことですけども、中学校で現在抱えてる課題はどういうものがあるのか、クラブ活動及び学校生活などについてお伺いをいたします。

○鶴田智樹主任指導主事

まず、クラブ活動についてでございますが、特に運動部活動ですね。運動部活動については、当然レギュラー争い、競争が激しくなりますので、なかなかレギュラーになれなかったりする生徒は、当然旧3中学校のときよりかは出てきているわけです。ただ、各顧問や外部の指導者、地域指導者の先生方は、控え選手であってもなるべく、例えば練習試合に出したり、あるいは公式戦に途中からでも出場機会を与えるなどして、できる限り全てが、レギュラーであろうがなかろうが控えだろうが、意欲を持って競技に取り組めるよう配慮をさせていただいているところでございます。

学校生活については、先ほど申し上げましたとおり、生徒間トラブル、特にSNS上のトラブルですね。これはなかなか学校では見えづらい部分、対応しづらい部分でございます。また、加えて、ごく一部ではございますけれども、教師の指導に対する無視、指導無視であったり、対教師暴言、汚い言葉を教師に対して、教師の指導に対して吐くといったことなどが見られます。生徒間トラブルについては、学校は当然被害、加害双方から聞き取りを行って事実に基づいた指導を行うわけですけれども、特にSNS上のトラブルは、言った言わないとか、やったやらない、書いた書かなかったという双方の言い分が食い違ふことが多々ありまして、なかなかその対応に苦慮しているのも事実でございます。

問題行動については、これは保護者の方と連携をして粘り強く取り組んでいくしかございませんので、学校と保護者さんも交えて、この子をどうしていきましょうかという話を進めているところで、なかなかうまくいかないときもありますけれども、粘り強く対応していただいているところということでございます。

なお、学校の対応だけではなかなか難しいという事案については、必要に応じて町教委のほうも保護者の方とお話をしたり、相中に入ったりしているところでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

中学校では、いろいろなじめの問題が小さなものから大きなものまであると思いますが、まずいじめに関してというか、生活上のトラブルで、教職員間の問題点の共有

についてどういうふうな方法を取られてるのか。一部の先生だけで解決できる問題ではないと思います。そこら辺を踏まえてお伺いをいたします。

○鶴田智樹主任指導主事

まさに御指摘のとおりでございまして、規模がかなり大きくなっております。先生の数も相当増えてますので、より迅速な情報共有と組織としての対応が重要になってまいります。正直申し上げまして、昨年度統合したばかりで、なかなか先生方同士のコミュニケーションというか、情報共有の仕方に苦慮をした面もございました。それを踏まえて、事実を確知した教員が速やかにとにかく学年主任であったり管理職であったりにもまず報告をする、空振りでもいいから報告を上げて、そして個人で、例えば担任で対応するとか一人に任せるのではなくて、学年で対応するとか、あるいは事案によっては管理職も含めて保護者対応をするとか、組織として対応を迅速にできるような仕組みづくりを今構築していただいているところでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

いじめに関しては、いろいろデリケートな部分があると思います。保護者の問題が一番大きいかなというふうに感じております。ぜひ努力をしていかれてください。

それでは次に、教職員のことについてお伺いをいたします。

現状はどういうふうになってるのか、働き方改革を踏まえてお願いをいたします。

○鶴田智樹主任指導主事

それでは、教職員の現状について、業務改善も踏まえてお話をいたします。

現場では、様々な業務改善が進められております。教育委員会としても、学校への通知文、これは県教委も含めてですが、削減の方向で進めているところです。また、サービス管理システム、校務システムを導入しておりますので、これによって大分事務の負担軽減が図られているのではないかと考えております。

ただ、これはまだ昨年度実績ですけれども、令和6年度の町内の教職員の時間外勤務の月平均ですが、小学校においては29.2時間、中学校では37.4時間となっております。依然として高止まりの傾向にあるということが言えます。こうしたなかなか解消できない要因としましては、これも全国的、あるいは全県的な状況ではございますけれども、教員不足による教職員の未配置が生じている現状というのが挙げられると思います。

特に小学校では、今年度、複数校で教員の未配置が生じておりまして、10人要るところに9人しかいないとかという状況が生じてますので、その分のカバーを管理職の先生方が入ったり、その他の先生が入ったり、あるいはなかなかフルタイムの講師が見つかりませんので非常勤の講師の先生方をお願いして任用させていただいて、業務をカバーしているところでございます。そういったことが影響しているのかなというふうに捉えています。

また、中学校では、昨年度の新設当初の業務負担のようなものは軽減されたかと思

っておりますけれども、中学校でも1名教員の未配置が生じており、いまだ解消できてない状況です。こういった年度当初からの状況に加えまして、今年度は身体的、精神的要因で年度途中から病気で休職に入られる先生方も複数人見られます。ですので、そこについて講師や非常勤講師を配置することに苦慮をしている状況です。

以上です。

○溝上良夫議員

職員の未配置等いろいろ問題があるようですが、教職員の方の身体的、精神的な理由での病欠、休職者に対してのメンタルケアなどはどういうふうにされているのか、また職員の不足が進行してると思います。その具体的な対策があればお伺いをいたします。

○鶴田智樹主任指導主事

まず、メンタルケアについてでございますが、業務の効率改善に加えて、各学校では管理職による定期的な丁寧なヒアリング、あるいは学年の職員集団による、いわゆるLINEによるケア、お互い見合うというケアなど、教職員がメンタル不調にならないような風通しのよい職場づくりに取り組んでいただいております。それで、ちょっとメンタル不調かなという先生については、管理職がリーダーシップを取って、担当してる授業時数を減らしたり、あるいは業務を減らしたり、そういった対応もしているところでございます。

それで、実際に病休、休職に入った先生方については、メンタルヘルスケア相談でありますとか復職サポートなどの活用、これは県の事業でございますけれども、県の教職員課と連携した復職支援に当たっているところでございます。

また、教員不足の対策ですが、先ほど申し上げましたとおり、なかなか代替りのフルタイムの講師の先生が見つかりませんので、例えば町内に在住で退職されて今何もなさっていない先生方を非常勤で、週何時間でも、10時間でもいいから出ただけませんかというような形で任用したり、あるいは中学校の免許を持ってるけど、小学校の免許を持ってないという方もいらっしゃいます。そういった方に小学校の臨時免許を申請して、配置をしたりしているのが現状でございます。

また、今年度再任用の先生方が、小学校5名、中学校6名いらっしゃいます。校長ヒアリングを通じ、できる限り来年度以降も勤務していただけるよう依頼をしているところでございます。

以上です。

○溝上良夫議員

学校に関しては、いろいろな問題点があると思います。教職員の方々の労働時間の問題であるとか。昔は、一番最初に私が経験したんですけども、最初に経験されたのが、多分ワープロができてからの文章の電子化、それに苦勞をされておりました。皆さんですけども、教員の方、私は仕事柄、講習会も何回もやったんですけども、大変だということで、現在においても電子黒板やタブレット授業。ITに関して私が思うのは、

楽になるんじゃないなくて、仕事を確実にするためのITだと思います。それに関して、データの入力というのは途方もない作業だと思います。そういうところを踏まえて、最後に教育長、一言答弁をお願いいたします。

○下平博明教育長

それでは、今いろいろ報告したことを含めて、本町の学校教育の現状と課題について総括をいたします。

まず、私は昭和37年の旧有明町の3中学校、当時は有明東中学校、有明西中学校、有明南中学校、その3つの中学校の統合に関わる苦労話を聞く機会がありました。当時は、一応統合したんだけど、3校舎で分かれて学習をし、しばらくたってから校舎に入っていくと。机を自分たちで持って運び、時にはその後はいろんな教材を生徒たちが手分けをしながら運ぶ、そのような状況もあったことを聞くところです。その幾多の苦労を乗り越えて地域の教育を発展させてこられたということも感じたところです。

現在白石町におきましては、学校統合再編計画に基づいて、白石町教育委員会では、これは一つの大きな事業であるということ認識しております。こうした学校統合再編に伴い、特に先ほども報告しました中学生においては、学校規模や通学範囲の拡大によって、学校生活、学習環境、教育活動など、あらゆることが大きく変化しております。学校行事は活気があるであったりスポーツ活動での活躍と数々のメリットもありますが、その一方では、不安や戸惑いを感じたりする生徒もおるといふうに感じておりますし、生徒や先生方、または保護者にもいろんな負担をかけていることも事実であると思うところでした。このような状況下で、生徒への影響が、先ほど主任のほうから報告しました内容、それが中学校の現状でもあるというふうに思います。

学校においては、様々な教育活動や施策が実現されるためにも、しかし最も重要なことは、児童・生徒が安全・安心できる、そういう実感ができる学校であることが一番基本ということを考えています。その安全・安心を揺るがす状況については、早急かつ適切な対応が求められますので、学校における職員の連携体制をもう一度見直すことであったり、教育委員会と学校との連携体制の強化、あるいは教育委員会としましても、学校に積極的に出向きながら現状を把握し、適切に対応していきたいと思うところでございます。その裏には、子どもたちの声を聞くことも重要と思うところです。

もう一点、話にありました現在の学校現場における喫緊の課題は、教員の未配置の問題であります。教員不足の解消や教育の魅力向上、あるいは働き方改革は、単一の学校や自治体ではなかなか解決できない、そのような状況だと思います。そこで、今年度は、いわゆる給特法、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正案が国会で可決成立されました。この改正案は、教員の長時間労働問題や人材確保の課題に対するためのもので、職員の処遇改善と働き方改革の加速化を目指しております。ぜひ国の動向を見据えながら、県全体の施策とも歩調を合わせて、町の総合教育会議での協議も求められますので、このことについて具現化を図ってまいりたいと思っております。

先ほどのデジタルに関わる回答につきましては、今の実態を見守りながら、また対

応していきたいと思うところです。

この後、小学校の統合再編も続きますので、ぜひ先人の知恵であったり中学校の統合再編を参考にしながら対処してまいりたいと思うところです。

以上です。

○溝上良夫議員

時間の配分を間違えまして申し訳ないですが、最後に地方公務員の働き方改革についてお伺いいたします。

本町についての取り組み状況、また近年は異常気象ということで、夏は暑くなっております。職員の熱中症対策についても併せて、また近年男性職員の育児休暇の取得の向上が図られておりますが、本町での男性の育児休暇取得率などお伺いをいたします。

○谷崎孝則総務課長

地方公務員の働き方改革につきましては、総務省が2018年に地方公務員の長時間の労働是正、業務効率化、働き方改革を打ち出しまして、各自治体におきまして、時間外労働の上限の規制、勤務時間管理の適正化、会計年度任用職員制度の導入、ハラスメント防止の義務につきまして、本町といたしましても義務的に取り組む必要がございました。このほかにもテレワークの導入などが検討され始め、本町では令和3年度からこのテレワークの導入も行っており、取り組みを始めております。自治体DXにつきましても、令和4年度に策定をいたしましたDXの推進方針に基づき進めているところでございます。

また、健康で安心して働ける職場環境づくりの取り組みといたしまして、できるだけ屋外での作業は夏場などは炎天下を避けるために出勤時間を早朝にずらすことや、そして夜間に夜の会議などがある場合は出勤時間を遅くずらすというようなところで、時差出勤の取り組み、時間外勤務を生じさせない取り組みも行っているところでございます。今後につきましても、全国の自治体で既に取り組まれている事例や民間での取り組みなども参考にしながら、本町にも活用できる取り組みを研究し、積極的に取り組んでいくというところで考えております。

また、最近のこの異常気象に対応していくための熱中症対策などでございますけれども、今年度も観測史上最も早い梅雨明けとなるなど、本格的な本当に暑い夏でございます。県内でも、熱中症により亡くなられた方もいらっしゃいます。そういう中で、職員には、例えば空調服用のファンを購入するとか、または必要に応じては冷却グッズなどもこちらで購入するなど、体調管理に努めてきたところでございます。

そして最後に、男性職員の育児休業の取得率の答弁でございますけれども、本町においても男性職員の出産補助休暇、そして配偶者の出産時の育児休暇、そして育児休暇など、いずれも有給休暇ではございますけれども、取得率は100%となっております。また、無給の育児休業を取得した男性職員は、直近3年間では延べ6名となっております。今後も職員のワーク・ライフ・バランスをしっかりと考えながら、そういう持続可能な組織というところで、実現を目指して頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○溝上良夫議員

職員の就労状況は、ぜひ町長、改善をしていってもらいたいと思います。職員の方は、本来の仕事がおろそかになって、ほかの仕事、草刈りであるとかオイル漏れのこととかいろいろやっていますけども、ほかの業者に頼むことはできないのか、そういうところを踏まえて、町長、答弁は要りませんので、今後改革をよろしく願いして、質問を終わります。

○内野さよ子議長

これで溝上良夫議員の一般質問を終わります。
暫時休憩をします。

10時29分 休憩

10時45分 再開

○内野さよ子議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。中村秀子議員。

○中村秀子議員

議長の許可がありましたので、通告に従って質問をしていきたいと思います。
まず1点目、子どもたちの学力はということで質問いたします。

私が平成2年に白石町の旧有明中学校に赴任したときに、校長先生が有明中学校は県で2番目に成績のよか学校って言われて、本当に私もびっくりしました。当時模擬テストというのがあって、250点満点中、平均が140点とか取っていたので、本当に今まで110点くらい、そのくらいの学校に勤めていたので、びっくりしたところです。この力は何なんだろうかという、白石はそこは分からないんですけども、有明地区の教育力の高さというのには驚いたところでした。1学期に各小学校を全部学校訪問させていただきました。様々な学習形態で、タブレットも子どもたちは使いこなして、今行われている学習の様子を見せていただきました。本当にさま変わりしたなという感想があります。穏やかで、にこやかな、それで子どもたちが自分たちでつくり上げていくという学校の様子でした。

しかし、8月1日の新聞紙上で、全国学力・学習状況調査の結果が公表されておりました。佐賀県は、中3及び小6共に、国語、算数、理科の3教科とも全国平均の正答率を下回っていました。特に数学、算数は、全国平均との差が4ポイント以上であるということです。本町の児童・生徒の学力はどうなっているのか。本当に栄光のあるときはどうなってしまったのかという思いでいっぱいですが、資料を要求していただきましたので、今の学力について説明をお願いいたします。

○鶴田智樹主任指導主事

本町の直近3年間の全国調査の推移については、資料請求のとおりでございます。

御説明申し上げますと、今年度、小学校では3教科全て県平均を上回っております。それで、算数、理科で、全国平均の正答率を上回っているところです。国語については、全国をやや下回る、1.8ポイント程度下回る結果となっております。

中学校です。中学校は、数学において県を平均正答率で上回りましたが、国語はやや下回っております。理科は同程度となっております。全国との比較でいいますと、県と同様、3教科とも全てが下回る結果となっております。

以上です。

○中村秀子議員

3年の経年で見ますと、非常に県自体が学力が劣っているし、白石町自体も3年の年次経過でいくと、だんだんだんだん正答率が落ちているなと思うところでした。特に中学校の国語なんて、68から52ですよ。16ポイント下回るとかなんとか、どういうことやろうって、語彙力だとかそういう解釈力というのが非常に低下しているんじゃないかなと。いろんな要因が考えられると思いますけれども、この調査をすることが目的じゃないですよ。調査をして、今後どう生かすかというのが調査の大きな目的だと思いますので、この調査を受けて、指導にどういうふうに生かそうと思っているのか、学校現場にどういうふうなことを助言されているのか、答弁をお願いいたします。

○鶴田智樹主任指導主事

まず、先ほどありましたR5年度の中学校の国語を平均したときにポイントが15ポイント程度下がっているというところですが、表を見ていただくと分かるように、この令和5年度は全国、県の平均正答率も69.8とか68と、非常に難易度的に正答率から見ると低かったのではないかというふうな分析があります。それで、令和7年度を見ていただくと、確かに白石町だけ見ると68ポイントから52.0%ですが、県も全国も同様に15ポイントほど正答率が下がっておりますので、難易度が高い中で全国、県と比べるとどうかというところでお話をさせていただきたいと思っております。

まず、小学校についてですけれども、先ほど申し上げましたとおり、引き続き高い水準を維持していると考えております、県が軒並み全部全国下回る中で。一方で、中学校においては、まだまだなところはございますけれども、令和5年度、6年度、特に6年度の落ち込みを見ていただくと分かる、かなり落ち込んでおりましたので、それに比べると一定の改善が見られたと捉えているところです。

御存じのとおり、全国調査は個別の知識の暗記だけでは、これは県立の高校の入試問題もそうですけど、大学の共通テストもそうですが、最近なかなか知識の暗記だけでは解けない問題がかなり多いです。問われる学力は、実際の生活の場面において思考、判断、表現できるか、それを見る問題が多くなっております。そういった中で、小学校においてはそのような結果、中学校においても昨年度よりは少なくとも改善傾向にあるというところを見ると、学校においてはそういった、より思考、判断、表現に重きを置いた授業改善が進んでいる結果であるというふうには捉えておるところです。

それで、町教委といたしましては、既に分析を各学校で終えておりまして、校長会等を通じて町教委としての分析も示しているところがございます。それで、今週末は外部講師を招いての勉強会、各小・中学校の担当を招聘しての勉強会、あるいは指導主事による、これは適宜訪問ですけれども、授業支援、指導助言等を行っていく予定としておりまして、こういった方向で授業改善が一層進むよう、学校を支援していきたいと考えています。

以上です。

○中村秀子議員

ようと分からんやっただすけれども、あんまり悪うはなっとらんという話ですかね、要するに。心配するごと悪うはなっていないばってんが、暗記だけじゃいかんけんが、思考、判断力を高めるように頑張れよという話だったんですかね。

○鶴田智樹主任指導主事

そうですね。大分求められる学力が変わってきているという話で、当然問作なんかにもそれに影響を、要は今の学習指導要領がどちらかというところ、思考、判断、表現力、要は学んだ知識をどう生かして実際の生活場面とかで活用するかという力が問われているところですので、授業がかなり変わってきているというふうにおっしゃったかと思うんですけれども、やはりその方向で先生方も授業改善をされているというところ。もちろん課題もございます。それで、小学校は、ならしてみると当然全国を上回っている教科が多いですし、国語についても1.8ポイント、これを優位差と見るかどうかというところではございますが、県の状況と比べると依然高い傾向がある。それで、中学校については、まだまだ県とか全国とかと比べると課題があるところではございますけれども、一足飛びには行きませんので、今の方向でより思考、判断、表現を重視した授業を進めていきたいと考えております。

以上です。

○中村秀子議員

小学校のときはよかったばってんが、中学校になったらだんだん成績が下がりよるというのがちょっと不安材料というか、学習というのは経験値でもってずっと高まってほしいなと。小学校のときは何も思考、判断がうまくできなかったけれども、学校に行って経験を積みながらそういうのを経験値でもっていろんなことを考えたり想像したりという力がついてほしいなと思うところなんですけれども、逆方向に行っているというのがちょっと心配するところでもありますけれども、教育委員会のほうでもそこら辺をよく指導していただければと思います。

それで、文武両道とか言いますが、部活動も今地域移行となっておりまして難しいところなんですけれども、学習、やっぱり勉強は時間の力とかというのがあるんですよね。やっぱりいろんなものに携わっている時間、そういうふうなことも大事だと思うんですけれども、地域移行で部活動の時間が夜になったり、子どもたちの生活時間が非常に不規則になって、勉強の時間というのがどうなのかなと思うところがある

んですけども、学校で地域移行された部活動の時間というのは把握されているのでしょうか。

○永石 敏新しい学校づくり課長

学校部活動につきましては、季節ごとに終了時間が設定され実施されてるところでございます。昨今の部活動地域展開の流れの中で、地域指導者による夜練習も増えてきている状況でございます。現在白石町では、教育委員会が認定いたしました地域クラブでありますバレーボール男女、及びバスケットボール男女、またスポーツ少年団登録の卓球、そのほかソフトテニスなどで地域の方による夜練習が週に1回から2回程度実施をされてるところでございます。地域指導者からは毎月指導月報を出してもらっておりますので、活動時間につきましては把握をいたしてるところでございます。以上です。

○中村秀子議員

子どもたちは、夜も練習する日があるということはちゃんと理解できているわけですよ。学校としても、この子とこの子とこの子は昨日は夜練習しているから勉強もされんやっただというようなことは把握できているということですね。

それはさておきまして、非常に部活動でくたびれて9時に帰ってきて、御飯食べて、11時くらいには眠とうなります。その間、家族との会話もなければ、復習する時間もないというようなことを想像するんですよ。それは課題だなと思ってるところです。

ちょっと別件ですけど、令和5年の12月議会で、私は部活動の地域移行に関連し質問を行っております。その答弁で、教育長が部活動は教育の一環であるというような答弁をされました。私は非常に心強く思ったことを覚えております。

それで、今回夜間練習する際の照明利用料の補助願という要望書がソフトテニス部の保護者会から出されております。夜間でもバレーとかバスケットだとかを練習するときの体育館に照明代とかは取ってないと思います。ソフトテニスだけが照明代を徴収する、子どもたちは100円ずつ持っていつているそうなんですけども、そういうふうな対応はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○矢川靖章生涯学習課長

役場庁舎東側の白石中央公園テニスコートを中学生が部活で使用する場合、コートの使用料は全額減免をしておりますが、照明使用料は通常の町内料金を頂いているところです。今回、白石中学校ソフトテニス部保護者会と地域指導者から照明使用料についても減免の要望がっております。現在町では、町内の施設全般にわたりまして、受益者、利用者負担の適正化のため、使用料及び減免規定の見直し作業を進めている状況にあります。そのような中で、減免規定がない屋外施設の照明使用料を安易に減免することはできず、対応を現在検討しているところです。減免を行う場合は、ほかの屋外部活のグラウンド照明使用料などにも波及していくことになるため、中学校の部活動の地域展開を進める中で、屋内競技と屋外競技の社会体育施設を利用した活動の整理も行っていかなければならないというふうに思っているところです。

以上です。

○中村秀子議員

整備を行っていかねばいけないというのは、整備せんで始まったと。大体、テニスコートを夜使うのに、コート代はただやけん使うてくださってと言っても、照明のなからんば使われんでしょうもん。真っ暗すみじゃあテニスされないというのは分かり切った話ですよ。

前の教育長の答弁の中にあつた、部活動は教育活動の一環である。ということは、憲法で定めてある義務教育はこれを無償とするというような理念に大いに反すると思っております。それで、ほかの使用団体との調整を図るべき、じゃないと思うんですよ。教育活動の一環であると認めた以上、義務教育の中でなされる活動については、靴代だとかユニホーム代だとかそがんとは自分で負担するべきだと思うんですけど、コートだとか場所だとかそういうことについては無償にする範疇に入るのではないかとこのように思っています。

先ほど課長がおっしゃったように、限られてますよね、地域移行で夜間使ってるのはバレエ、バスケット、テニス。そういうふうな限定というか、何でんかんでん無償にしろというようなことはないわけですよ。監査委員さんの報告でもありましたけれども、受益者負担の分もきちんと徴収しなさいという指摘もございました。でも、この教育に関しては、今までテニス部は学校でやってた分には普通に使えてたものが、指導者の都合で夜せんばらんごとなりました。夜せんばらんので、コートはただで貸しますよ、そればってん照明は出しんしゃいということは、コートは使うなというのと一緒です。真っ暗すみではできません。そういうことも考えて、加味していただいて、決定していただければというふうに思っております。

それから、次に移りたいんですけども、子どもたちの学校以外の塾を含む学習状況時間について、家庭の学習状況についての資料を要求しておりますので、それを基に説明をお願いします。

○鶴田智樹主任指導主事

御説明いたします。

資料請求がありましたのでスクリーンを出しておりますが、申し訳ございません、訂正をお願いします。

円グラフが4つあるかと思いますが、右側のほうが休日の勉強時間となっておりますが、その中のグラフの中で、マックス3時間以上、2時間から3時間となっておりますが、休日については、すみません、4時間以上で、2、3時間以上じゃなくて、3時間から4時間で、2時間から3時間、1時間ずつちょっと増えておりますので、御了承ください。申し訳ございません。

それでは、御説明申し上げます。

グラフで示しておりますのは、今年度の全国調査で質問した調査の結果でございます。児童・生徒の学校以外での学習時間、2時間以上で取りますと、小学校6年生で平日は15.9%が2時間以上、休日は15.3%の小学生が2時間以上学習を塾も含めて行

っているということになります。それで、中学生です。中学校3年生は、平日で16.3%、休日は13.5%の生徒が2時間以上、塾も含めて学習をしているというふうに回答しております。これは、県のほうの分析では非常に県の子どもたちの家庭学習の時間が少ないというものが出てきましたけれども、その県あるいは全国と比べても、少ない傾向に町内の子どもたちはございます。それで、近年、全国的に学校の授業以外での勉強時間が減少している傾向にございます。ですので、各学校では、児童・生徒がやる意味とやる意義を感じることでできる宿題の提示の在り方でありましてか、児童・生徒が自分の学習到達に応じて自分のペースで取り組むことができるタブレットドリル等を昨年度導入しておりますので、そういったところでの活用など改善を図っているところでございます。

以上です。

○中村秀子議員

16%前後が2時間以上勉強しているということは、85%がしていないということじゃないですか。圧倒的多数が、家庭学習なんてほとんどしない、ちょびっとしたらもう眠とうしてたまらんで寝てしまうというような状況が見えてくると思います。全くしないという子もいますし、30分未満、30分から1時間というような子どもたち。何しろそれ以外が、圧倒的多数がほとんど家庭学習をやれないという状況があると思うんですよね。

それで、こういうことについて何でなのか。前回調査したときには、そうでもなかったんですよね。割と家でも学習があったというふうに思うんですよね。子どもたちの生活時間帯の中で興味、関心に応じていろんな勉強をする時間、24時間しかないわけですから、その中での何時間を削り出す作業というのができてないんじゃないかなというふうに思う次第です。

それで、今やスマートフォンが日常生活の上で必要なんですけれども、児童・生徒のスマートフォンの所持状況と、続いてその下に要求しておりますけれども、動画の視聴時間と学力は相関があるというふうに新聞紙上では報道されております。本町の児童・生徒の動画を見たりゲームをしたりそういうふうなところで使う視聴時間と学力の相関についてどのように分析していますか、お答えください、2つ続けてですけれども。

○久原正好学校教育課長

まず、私のほうから児童・生徒のスマートフォンの所持状況についてお答えします。議員から資料要求があつてございます。かいつまんで説明したいと思います。

資料がモニターに出ておりますが、1、2、3と3つの表がございまして。1番は小学生、これは8校を合わせたもののスマホの所有率、2番目は中学生のスマホの所有率、3番目が小・中学校を合わせたスマホの所有率ということになっております。調査時点は以前も調査した部分で、令和3年3月1日、令和4年9月1日、直近で令和7年5月1日の分で、3つのグラフで棒グラフ及び折れ線グラフで表示しております。

まず、小学校ですが、所有割合のみ申し上げます。令和3年の所有率は18.4%とな

っております。令和4年につきましては17.1%、令和7年は29.8%、折れ線グラフのとおり右肩上がりです。次に、中学校について、令和3年39.2%、令和4年49.6%、令和7年は68.1%となっております。次に、小学校、中学校の合計です。令和3年は25.4%、令和4年は28.2%、令和7年は43.7%となっております。いずれも右肩上がりでございますが、この調査、数字につきましては、学校で児童・生徒に直接聞いたものです。ひょっとしたら潜在的な数字が隠れている可能性はあると思っております。以上です。

○鶴田智樹主任指導主事

続きまして、SNS、動画視聴、ゲームの時間と学力との相関でございます。資料請求がありましたので、グラフで示してるところでございます。資料請求は提示されてるとおりでございます。

まず、児童・生徒の学力の相関については、本町の結果、これは全国も同じなんです。動画視聴については3時間以上、ゲームは2時間以上やると答えた児童・生徒から、特に正答率が低くなる傾向がございます。このようなことを踏まえて、授業の中であつたり学校の教育講演会等で注意喚起を促しておりますけれども、何を言っても御家庭の御協力を得なくてははいけませんので、そこら辺は、特にスマートフォンの使用のルールについて、御家庭の協力を継続的に学校のほうからお願いをしているところです。

以上です。（「ゲームの時間も言って」と呼ぶ者あり）

ゲームは2時間以上から特に正答率が低くなるといったところです。動画視聴は3時間以上ですね。ゲームは2時間以上から特に正答率が低くなるという、これは県も国も町も一緒でございます。

以上です。

○中村秀子議員

もういろんなところで、新聞紙上でも、動画視聴率と学力との相関についてあるんだということで、誰だって分かります。部活動で遅くなる、遅く帰った上に動画を4時間見たら、何時にこの子は寝てるんだろうという思いがするんですけども、勉強なんかする時間はないですよね。それで、朝早うもやもやとしながら学校に行ったら、もう眠たくて、おなかすいて、もうろうとして時間を終えてという。何かちょっと昔、「早寝早起き朝ごはん」というキャッチフレーズで、早く寝ましょう、朝御飯をちゃんと子どもたちに食べさせましょうというような運動を私が現役の頃していたんですけども、そういうのはもう消え去ってしまっているのかなと思っておりますけれども、私は今、朝活をして朝5時半に起きていろいろ農作業、庭の作業をしてるんですけども、とっても快調です。もう夜9時か10時には眠たくなります。それで、全体的に調子がいいんですよね。

それで、教育長、睡眠というのが健康の中で大きなウエートを占めるんだなど私自身は感じているんですけども、児童・生徒について何時ぐらいに寝させたいと思いでしょいか。

○下平博明教育長

小・中学生の睡眠時間について、的確に言いますと、小学生の低学年は9時、高学年10時で、中学生は11時あたり、それが好ましいかと思うところです。

それで、先ほどから部活動等のこともあります。もちろん部活動等も夜するのが定着する、これは地域指導者の導入のスタイルの中でそういう形ができてますので、そのあたりの時間調整もまた必要になってくることは大きな課題と捉えてるところです。

「早寝早起き朝ごはん」は、私も承知してるキャッチフレーズであります。もちろん生活スタイルを整えてやるのが子どもたちの活力であったり、学力の向上にも密接に関係してると思いますので、そのことは留め置きたい。ただ、先ほど、私も随分聞かなくなったなというところもありますので、そのあたりはこの後の実態に合わせながら、また推進をしていく必要もあるというふうに考えます。

○中村秀子議員

先生たちがどんなにデジタル機器を使って上手に教えて、わあというような、先生すごいねというふうな指導力をもって指導しても、受け手がほやっとしてては、何かその効果が、これは白石町だけではなく、佐賀県、全国的な傾向で、みんな寝不足なんだろうなというふうに思います。それで、打開するためには、このことについてずっと調べてみたときに、やっぱり1日3時間以上とか4時間とか、前も質問したことがあるんですけども、そういう子どもたちの生活を何とかしなければ、少なくとも11時には寝て6時には起きる、睡眠時間を7時間以上、できれば8時間確保できるような1日の生活リズムをつくることこそ学力向上の要じゃないかというふうに思っております。

意欲ができたらいろんなことに対して、理科の実験だとか英語の授業に対しても、うわあ、面白いと、子どもたちは必ず思うんです。だけど、そこで意欲がないと、何かそういうアンテナがないんですね、面白いアンテナがない。わあ、それ、どがんなとっとやろうかねと思う、何かそういうのが発生しなければ、どんなに物を与えても食いついてこないんじゃないかなというふうに思っておりますので、どうか教育委員会のほうでも子どもたちの生活時間、部活動が夜あったらしょうがないんですけども、そういう子どもたちは部活の前に学習時間を何時間か確保するだとかそういう工夫が必要でありますし、やっぱり睡眠時間をどう確保するかで、朝きちんと起きて、御飯を食べて、学校に来るということが必要じゃないかなというふうに思っておりますが、そういうところで教育長さんも同じような考えということで安心いたしましたけれども、啓発活動をしていただければというふうに思います。

次に、各学校を訪問してはいたけれども、子どもたちのデジタル機器の使い方は、さすがにデジタルねという分、ブライントタッチなんかしている子もいました。私は40歳くらいで県庁にいたときにパソコンを始めましたけれども、それまで手で書くことが普通で、手紙などももちろん手で書きました。しかし、二十何年そういうふうな環境にさらされていくと、もう手書きで何かをしようということさえ思わなくな

りました。漢字も大概忘れています。それで、今誰とかさんに手紙を書こうと思っても、ほとんどパソコンで書いてしまいます、それでメールで送るとかというふうに。手で書くというような習慣が私ですら、長年40年間手で書いた人間ですら、なくなっています。

それで、福島県の小学校では、紙と鉛筆の授業で学びが深まっているという報告がありました。それで、教科書への書き込みをしたり、そしたら授業に集中できたとか、デジタル化にちょっと待てよというような状況であるというふうな報道がありました。そういうふうなものを考えて、デジタル教材の効力はあると思うんですけども、その効果について、本当にそれで学力というか、一生を支える学力、考える力、思考力、判断力、そういうふうなものが培えるのかどうであろうかというふうなことを思うんですけども、効果についてどのようにお考えか、答弁をお願いします。

○鶴田智樹主任指導主事

本町においても、タブレットドリルとか授業支援ソフト等のデジタル教材を導入しているところでございます。

それで、データで見えます。これも全国学習状況調査のアンケート結果ですけども、幾つかICTの授業中の学習における利活用についての生徒質問がございます。例えばICT機器を活用すれば自分のペースで理解しながら学習を進めることができるであるとか、楽しみながら学習を進めることができる、その他いろいろICT利活用と授業、学習に関するアンケートがございますけれども、これについて肯定的な回答をした児童・生徒ほど、全国学習状況調査の結果に限っては優位に正答率が高いという結果が出てます。県も全国も同じでございますが、ただこれは使用頻度等もあります。それで、もうまさにおっしゃってるとおりで、どういった使い方をしてるのかとの相関は見られてないので、ここは何とも言えないところですが、少なくとも上位面ではそういった肯定的に捉えている子どもたちがたくさんいるということでございます。それで、町教委としては、その成果の検証について導入後と前とを比べなきゃいけないと思いますので、今後検証していきたいと考えております。

いずれにしても、アナログかデジタルかの二項対立には陥らず、考え方としては、アナログで効果があればアナログでやったほうが良いと思います。ただ、アナログではできない、デジタルのほうが、クラウド環境を使ったほうが効果があると思えばデジタル教材を使うという考え方で、先生方には活用を進めていただいているところです。実際学校現場を見ていただくと、子どもたちはよく紙で書いてると思います。それで、併用してると思います。タブレットはありつつ、プリントに書き込んだり、それこそ教科書に書き込んだりする姿、両方使ってる姿が見られると思います。そのベストミックスの在り方について今後も検討していきたいと思っております。

以上です。

○中村秀子議員

時代はそういうふうに進んでますので、ぜひデジタルを活用しながら、アナログも忘れちゃならないと思っております。手書きのよさとか、機器じゃなくて、自分で掛

け算、割り算をしきる力というのはぜひ残さんば、私も大概ルートの計算なんてしきらんごとなってから、困ったなというふうに思っております。

次に、そういうデジタルを使った教育というものの最たるものが、今回私たち白石町で採用されたA Iを活用して、本当に画期的だなと私自身、何しろ白石町の特徴を英語にせんねと前の教育長さんにも申し上げておりましたし、英語がしゃべれる子どもたちがいっぱいおったら、本当に今何か説明書を見ても英語で書いてあるし、いろんなところに出ていく子どもたち、出ていったら必ず戻ってきますので、いろんなものを吸収してくると思います。英語の授業をA Iを活用して強化に取り組んでいるという今回の事業について、どのようなものか説明をお願いいたします。

○鶴田智樹主任指導主事

まず、今回A Iを活用した国の事業に申請し、採択を受けております。目標は、児童・生徒の英語力向上でございます。そのために、A Iアプリを使って取り組んでいくということでございます。

使い方については、主にA Iアプリのほうは音読練習、これはスコアが出ますので、音読した後、例えば教科書、本を読んだ後、スコアが出て、自分がどの程度読めているのかがすぐ分かる。あるいは、プレゼンの前、スピーチの練習をA I相手にやって、それも間違ったところをちゃんと示してくれて、正しい読み方とかを教えてくれる。あるいは、英会話練習ですね。これはやり取りを即興的にやって、質問したことに普通に返してくると、本当に人と英会話してるような状況でございます。そういったA Iアプリの活用。

それで、もう一つ、中学校のほうでは、C h a t G P TとG e m i n iを使っております。これについては、ライティングですね、英作文。なかなかこれは個別に1時間の授業の中で先生が40人分を見ろというのは難しかったので、自分が自力で書いた英作文をG e m i n iとかC h a t G P Tに添削をかけさせて、こういうところが間違ってるからこうしたらみたいな添削、推敲を受けるというような場面で活用しております。加えて、オンライン交流もやっておりまして、S T Sとか佐賀新聞で取り上げていただきましたけれども、7月16日には中学校の2年生がインドの子どもたちとオンラインで英語で交流をしたところでございます。

このように、A Iを活用すれば従来の英語の授業では難しかったスピーキング、ライティングの個別指導、これができます。なので、そこについて特に取り入れていただいているところです。成果の検証については、データによる前後の比較を見ていきたいと思っております。

以上です。

○中村秀子議員

それこそA Iを使えよと思っていたところでしたので、非常に楽しみにしております。

全般的に、今後白石町の教育について、何を大切に、どんな方法で、どのような人材を育てたいと思っていられるのか、教育長の方針を伺いたいと思います。

○下平博明教育長

それでは、先ほどからいろんな教育課題を議員のほうから御指摘もいただきました。この後、私の本町における教育について、何を大切にし、どんな方法で、どのような人材を育成するか、大きく、教育の方針として答弁をいたしたいと思います。

まず、何を大切にすることについては、まずは人と人とのつながり、人と人との関わり方を大切にすることが大事と。その中には、誰一人とも取り残さないということを加えて考えているところです。いわゆる今まで使っております「ひっきゃで」は、この部分で引き継ぐ大事な考えだと思っております。人間関係の希薄化が危惧される昨今でありますので、教育の基軸になるのは人と人とのつながりであると考えてるところです。

どのような方法でにつきましては、子どもたちを中核に据えた様々な教育活動、あるいは学習活動、教育支援活動を実践、展開することです。例えば学習活動では、対話的な学び、協働的な学びを取り入れて、子どもたちが主体的に考え課題解決を図る、そのような学習活動を展開したり、できるだけ子どもたちが中心となって企画をし課題解決を図る、そのような中での失敗と成功体験ができるような教育活動、あるいは地域行事等を多くすることも大事であるのではないかと考えてるところでした。

最後に、どのような人材を育成するかであります。自分の意思と感性をもって、つまり人間性を高めながら、しなやかにも力強く生き抜くこと、あるいは困難に立ち向かっていこうとする、あるいは他者と協力する、よりよく生きていこうとするような力、ウェルビーイングにつながる、そのような人、人材を育てることが願うところでもあります。

最後になりますが、最近行われたアンケート調査、生活調査の中で、小・中学生を対象としておりますが、白石町の住みやすいと思うところを教えてくださいという問いに一番多かったのは、住んでる人が優しいところですよという回答が57.1、その次に山や川などの自然が多いところが53.1%になってると。私も子どもたちの意見を素直に受けながら、白石町のいいところは、やっぱり人のよさであろうと。この人のよさを生かして、この後も教育展開をする。そのことが、郷土に愛着を持ち、郷土の発展に貢献しようとする人、あるいは人の宝、人材づくりにつながると考えているところです。

以上です。

○中村秀子議員

子どもたちが健やかに、優秀な人材とまではいかななくても、いい人材が育つように御努力をお願いしたいと思います。

では、2項目め、町の史跡、文化財の保存と管理について質問をいたします。

須古城跡の国史跡指定作業に係る発掘調査が着々と進められています。予算もたくさん計上されております。発掘の状況について、簡単にどこまで進んでいるかということをお尋ねします。また、発掘の折には古文書からの資料を基に発掘を進めたというふうに、やみくもに掘ったりはせずに、古文書を基に掘ったというふうなことでし

たけれども、その古文書等の資料はどのように保存されているのか、加えてお尋ねいたします。

○矢川靖章生涯学習課長

須古城跡につきましては、現在国史跡指定を目指し、国、県の補助を受けて調査事業を実施してるところです。令和4年度に須古城跡調査検討有識者会議を発足し、令和7年5月までに8回の会議を重ね、調査方法や調査、現地確認を行い、指導、助言をいただいております。あわせて、文化庁調査官による現地指導をこれまで4回受けておりまして、今年度も調査官の招聘を行う予定としております。また、佐賀県文化課文化財保護・活用室からも調査への指導、助言もいただき、事業を進めているところです。

発掘調査につきましては、令和5年度、6年度と、中心である丘陵部の発掘調査を開始し、本年度10月からは須古城跡指定範囲の確定のため、須古城跡周辺、外堀及びその跡である農地を調査する予定です。また、これまでの発掘調査と併せてまして、地形測量、遺構測量及び遺物整理業務の委託を実施しております。

進捗につきましては、現時点で計画どおり事業を遂行できているところでございます。今後令和9年度までに調査報告書を作成し、地権者の同意を得た上で、令和10年度、国史跡指定申請書を文化庁へ提出し、指定を目指してまいります。

その中で、文献調査も行っておりまして、その文献調査につきましては、県内の古文書等を参考にまとめてある複数の書物から抜粋して調査を行っているところでありまして、今現在のところ、独自で須古城に関する古文書の原本などを参考にしているところではありません。それをまた町が保管している状況にもありません。

以上です。

○中村秀子議員

町の持ち物はない、町の財産はないという、ちょっとがっかりなんですけれども。

町内には、県の重要文化財や町の重要文化財など24の文化財があります。この白石町文化財マップというのに詳しく24個載せてありまして、ああ、そうなのかというふうに見ておりました。そのほかにも、たくさんの民具だとか文化財は保管してあります。いろんなところに、倉庫であったりガレージであったり、あちこちにあります。

吉岡議員が令和5年の12月議会でそのことについて質問されております。それで、町の歴史や文化を知ることは、地域に対する誇りと愛着を持つことです。今本町の文化財専門員が3名いらっちゃって、いろいろ活動されております。文化財専門員さんに出前講座でお話をさせていただく機会がありましたが、とても深い知識で分かりやすく話していただき、歴史面白いと、龍造寺隆信、やったじゃんとか、私なんかは思ったところでした。そうすると、それらの実物を見たくになります。

それで、令和5年の12月議会の答弁では、当時の町の歴史を語る上で重要な須古城遺跡の遺物や歴史的な資料から近代の農耕用民具まで、幅広い時代の歴史資料、民俗資料を適切に保存、展示すべきことの必要性は十分理解をしております。進んではおりませんが、今後の学校再編を含めた施設の統廃合、公共施設跡地の利活用等による

機能や配置の適正化を進めていく中で検討していきたいというふうに考えていると、何回も答弁されました。それで、その後、1年半たっております。いろいろと見えてきたもの、少しは進展があるんじゃないかというふうに思って、今回その進展、文化財の展示について議論は進んだのでしょうか、お伺いいたします。

それで、あるテレビ番組で、有名人の家族の歴史を調べるといものがあります。そのような場合に、莫大な資料の中から、専門家の方がその家系にまつわる方の資料を探し出されます、記録をですね。小さな新聞の記事であったり、書物の中の、莫大な量のページの資料の中のほんの1行であったり、私なんかはテレビを見ていてびっくりするんですけども、本町ではそのような資料の保存はどのようになされているのかですね。歴史的価値のある文化財の保管、それから特にその中でも工芸品や絵画、古文書については、湿度や温度の管理、それから紫外線や虫食い対策など、文化財を良好な状態に維持するためには専用の保管庫が必要と考えられます。いろんなことがあると思いますが、課長がこういう答弁をしたので、もう言われる前に言っておきますが、それからどういうふうに進展したかを答弁してください。

○矢川靖章生涯学習課長

先ほど質問の中で答弁の内容も既に言われたとおりでございます。

今現在、小学校の再編で空き校舎等が出てくるかと思っておりますが、それも有明のみじゃなくて、白石地域の小学校の再編も含めまして、文化財の展示、保管をすることについて考えていかなければならないというふうに思っておりますが、またその小学校の再編で、その後の校舎をどうするかというのがはっきりまだ決まってない、済んでない状況でございますので、今現在では先ほど質問の中で言われたとおりまだ検討段階というふうに、以前とまだ変わらない状況であります。また、先ほどもちょっと質問されました古文書とか、あと民具などの保管につきましても、先ほど言われたとおり、温度、湿度管理ができるような施設も新たに造ったわけではございませんので、今現在のところ、またそういう寄贈の申出があったり保管の相談がございましたら、県立博物館などの専門機関と一緒に相談をさせてもらうというような対応となります。

以上です。

○中村秀子議員

学校におったときに、永久保存という書類があるんですね、永久に保存する書類。そういうのも1箇所、NHKの番組の中で示されたように、そういう湿度管理のされたところが必要じゃないかと思うんですよ、紙類に対してはですね。デジタルで写真で取っておくという方法もありますけれども、やっぱり紙で。これから白石町からどんな有名人が出るか分かりません。そのときに、ルーツをたどるとかということについて、本になったりするかも分かりません。そういうものが白石町にはなくて、県に行かなくなかって。県の方が白石町のものを大事にするわけじゃないですか。やっぱり白石町のは白石町民が大事に保存し、誇りを持って保存するというのが大事だと思うんですけども、そういう構想的なものでも今はまだないんです

か。

○矢川靖章生涯学習課長

できましたら、どちらかの学校跡地を利用できればというふうには思っているところ
です。

○中村秀子議員

今、ごみのように、ごみのようにという言い方はいかんですが、ほこりをかぶっ
て置いてあるものも、やっぱり手入れをしながら、時が来たときに保存に耐えるよう
な状況にすべきであったなというふうに思っております。

そのことについてはこのくらいにしときますけれども、次に、観光協会では歴史ガ
イドの育成をしたいというふうに答弁されておりましたけれども、具現化されている
でしょうか、進捗状況をお伺いいたします。

○筒井 直商工観光課長

観光ガイドへの取り組みについては、令和6年6月議会、令和7年3月議会での一
般質問において、観光ガイドの養成や活動支援について取り組んでいければと答え
しておりました。人が行う観光ガイドに関しましてはまだ研究段階であり実施に至っ
ておりませんが、白石町観光協会では、本町への誘客促進につながるプロモーション
事業として、補助事業を活用し個人のスマートフォン上で白石町内の名所、旧跡や飲
食店の場所、ルート案内などを掲載した白石町版デジタルマップの作成に取り組んで
おり、そこにガイド機能も追加することを検討しております。まずは、この白石町版
デジタルマップを来訪者に利用してもらい、本町に点在している地域の魅力ある名所、
旧跡や飲食店など、町内を周遊していただければと考えております。

以上です。

○中村秀子議員

ということは、ガイド養成講座はやらないということですね。

○筒井 直商工観光課長

まずは、このデジタルマップのところにガイド機能をつけまして、その活用状況
を見ながら、あとまずそのガイドというものが、ちょっと今質問の流れからだと須
古城の跡地とかそういったもののガイドになるかと思えますけど、まず須古城に関し
ましては、国史跡の指定のほうが先になってくるのかなと。それで、観光施設となる
には、その後に安全な見学コースの確保であったりとか様々な附帯設備の整備ができ
てきますので、それに併せた感じで観光ガイドの育成の方法を考えていければという
ふうに考えております。

以上です。

○中村秀子議員

じゃあ、最後の質問になりましたけども、合併20周年を経て、町史の編さんをするべく、本年度は予算が計上されております。町史編さん検討委員会、町史編さん作成支援業務等の予算が計上されておまして、予算がつくということは、着々と作業が進むというふうに理解をしておりますけれども、その進捗状況についてお尋ねいたします。

○矢川靖章生涯学習課長

現在、町史編さんに向けた計画、準備を行っているところです。旧3町の町史などの資料収集、分析を行い、全体スケジュールや基本計画の策定、刊行の仕様等を検討し、今後設置する町史編さん準備検討委員会でお諮りをする事としております。事業費を含む編さん期間及びスケジュールにつきましては、巻数、企画、ページ数で異なってくるため、現時点では細かく申せませんが、他市町の例によりますと、事業着手から発刊まで5年から8年程度必要かというふうに考えているところです。

以上です。

○中村秀子議員

聞き取れなかったんですけど、進捗状況で、編さん検討委員会に聞くということは、まだ町史編さん検討委員会は招集されてないということですかね。

○矢川靖章生涯学習課長

先ほどの答弁で、すみません、聞き取りにくいところがあったかと思いますが、現在スケジュール、企画の策定、刊行の仕様などを検討している段階でありまして、それが事務局としてある程度まとまりましたら、準備検討委員会のほうを開催をさせていただいて、そこでお諮りをするということにしております。

○中村秀子議員

まだ検討委員会はなされていないということで、委員は決定しているのでしょうか。

○矢川靖章生涯学習課長

委員につきましては、今現在事務局案というところで、まだ決定というところまで至っておりません。

○中村秀子議員

町史編さん作成支援業務というようなことで予算計上されておりますけれども、その進捗状況についてお尋ねいたします。

○矢川靖章生涯学習課長

今現在業者に委託を、旧3町の町史など、そして今現在の事務局としての考え等を業者のほうにお話をさせてもらって、そのスケジュール感であったり、そういうところを今業者とやり取りをしている段階であります。

○中村秀子議員

業者に委託している作業ということですね、この支援委託事業は。今年度、もう半分終わって、あと半期になりますので、よそは5年、8年かかると。8年かけようというような気持ちかなというふうに推測するんですけども、もうそのときは私たちは見る力があろうかなというふうに思っております。5年から8年かかるんだったら、なるべく5年で完成させてもらいたいものだなというふうに思います。

それで、いろんところで、神崎市だったかな、市史編さんをされておまして、3階やったかな、資料編さん室というのを設けられてされております。大変な作業なんだということが理解できるんですけども、それに向けて企画を依頼し、どういうふうにするかを業者が決めたら、検討委員会に出して、それで決定して作業に移るというスケジュールですね。大体スケジュール的には、課長の、本町の考えではどのくらいのスパンをお考えでしょうか。

○矢川靖章生涯学習課長

現在、須古城跡の発掘調査、そして指定をされましてもそれで終わりではなくて、それからまた本格的な調査、そしてその整備なども行っていく必要がございますので、それと併せまして町史編さんのほうを進めていかなければならないということもありまして、現在のところ、ここで先ほど5年から8年と申しましたけれども、8年ほどかかるのではないかとというふうに考えているところです。

○中村秀子議員

これは私が令和2、3年ぐらいに1回質問を始めまして、これは何でかという、やっぱり町民の方で合併に携わられた方々の遺志というか、早く作らば俺たちおらんばいというようなことをおっしゃって、早く作ってくれという意向をお伺いするものですから、何回もこういうふうにお問い合わせをしているところですので、始められるということでも朗報だと思います。しっかりよろしくお願ひいたします。

これをもちまして一般質問を終了いたします。

○内野さよ子議長

これで中村秀子議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

11時44分 休憩

13時15分 再開

○内野さよ子議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。南里隆司議員。

○南里隆司議員

本日は4つ質問を用意しております。よろしくお願ひします。

最初は、オスプレイの問題です。

佐賀駐屯地にオスプレイ17機が配備され、訓練飛行が本格化しております。オスプレイの事故率の高さについては、6月議会でも具体的に指摘をしたところですが、7月28日に今まで配備されていた木更津駐屯地から佐賀駐屯地への配備の途中で、警告ランプが点灯し、予防着陸をした機体がありました。競技を行う車のレースで言えば、サーキットの会場に向かう車が競技の行われるレースの競技場ではなくて、競技場に向かう途中で不具合があったとも例えられて、大変心配の声が上がっておりました。千葉県の木更津駐屯地から佐賀駐屯地までは結構距離がありますが、配備されたオスプレイは九州各地の駐屯地、また本来の目的とされている遠い南西諸島まで飛行訓練を重ねるわけですから、本当に大丈夫なのかと心配いたします。

さらに、私は大変重大なことだと考えますが、この7月28日の警告ランプ点灯による予防着陸以外にも、先月の8月4日にも同様の警告ランプの点灯によって予防着陸した機体があったことが分かりました。7月28日、1件目の予防着陸は、防衛省も公表し、報道もされ、私もニュース等で見て知っていましたが、8月4日の2回目の警告ランプ点灯による予防着陸は、当初公表されず、1箇月以上たった今月5日の市民団体と防衛省との交渉の中で明らかにされました。

確認ですが、8月4日にも警告ランプの点灯によって2回目の予防着陸をした機体があったということは、担当課は御存じでしたか、防衛省、県から情報提供はありましたか、お尋ねします。

○谷崎孝則総務課長

直接本町に対しまして、防衛省からの報告等はあっておりません。
以上です。

○南里隆司議員

私は機体のシステムについて専門家ではないので詳しくありませんが、警告ランプというのは、現実に機体に不具合が起こっている、またこのまま飛行をすれば不具合が起こるというサインだと考えるので、2回目の予防着陸の件が公表されなかったのには大変驚きました。オスプレイの安全な飛行に関する重要な情報ですので、防衛省はオスプレイについてしっかりと情報公開をするスタンスが確立しているのだろうか、大変危惧をします。

また、先日、佐賀県知事と佐賀市長がオスプレイに体験機乗をして、体験機乗の後、知事がインタビューに答えて、防災時にも利用でき大変有用だということをコメントしていましたが、もちろん知事は防衛省に対して情報公開、安全な飛行を求めるというスタンスはずっと取っておるわけですが、ただ体験機乗の後のコメントは、私自身は過度に有用性や安全性を強調しているような印象を受けて、その姿勢を大変これまた心配しております。

90歳くらいの町民の方と話をする機会があり、大変印象的なことをおっしゃっておられたので紹介したいと思いますが、さきの大変な戦争、太平洋戦争、第2次世界大戦のときでも、有明海のすぐ近くには簡単な弾薬庫等があったが本格的な軍事基地は

なく、有明海というのは基本的に穏やかな平和な海だった、今回のオスプレイの本格的な配備で、そうでなくなった気持ちがするという声をお聞きしました。私も有明海はいつまでも平和な海であってほしいと強く思う次第です。

6月議会のやり取りでも、本町の上空についてはほとんど飛行がないという防衛省、県からの説明を受けているということの答弁をお聞きしましたが、この間、町民から何件も私のほうにも本町の上空を飛んでいたという情報提供があり、動画の提供も受けております。私も一緒に見ましたが、確かにオスプレイだと思いました。1回だけ最初の情報提供のときに担当課のほうに私から連絡をして、すぐに担当の方が佐賀駐屯地の担当の方に確認をしてもらったこともありました。このときは、すぐに確認をしていただいていたと思うんですが。

質問です。防衛省、県とのオスプレイ飛行についての連絡、確認体制については、どうなっておりますか。よろしくをお願いします。

○谷崎孝則総務課長

議員のほうから先ほどおっしゃいましたように情報提供をいただいたときは、こちらの総務課のほうから防衛省、佐賀駐屯地のほうに確認をさせていただきまして、御報告をさせていただいたところでございます。そういうようなことで、今後も引き続き防衛省と県とは情報共有をしながら、九州防衛局とのホットラインもございまして、そういう連絡体制を構築されておりますので、今後も迅速な情報収集をしていきたいと思っております。住民さんからの問合せ等ももちろんありましたら、早急に迅速な対応を取ってまいります。

以上です。

○南里隆司議員

防衛省は、訓練のために移動するオスプレイについては、これは6月の議会で答弁もありましたが、パイロットが有視界飛行で判断するとしていて、普通に受け止めて、パイロットの判断でどこでも自由に飛行可能じゃないかと受け止めます。

もう一つ、質問ですが、どうなんでしょう。今飛んでいたという情報提供を受ければ、課長に言わせればホットラインがあるということで聞くということですが、この本町の上空を飛ぶ際に、事前にこういうルートで飛ぶというような連絡がありますか、あったことがありますか。

○谷崎孝則総務課長

我々も本町の上空を飛んだのかというところは、事実確認はまだできておりませんが、現在のところ、連絡があったことはございません。

以上です。

○南里隆司議員

今課長とやり取りをして、6月の議会でも申し上げましたが、これは例えば私と執行部の皆さんと意見を闘わせるというのは問題では全くなくて、いかに協力して情

報を集めて、町民の命、財産を守っていくということで、私も予想はしておりました、質問をしながらですね。2件目の予防着陸も連絡はないのではないかと、事前に訓練飛行の連絡などは今のところないだろうと思います。

これは率直に申し上げて、私自身も相手が防衛省、国であり事柄が軍事に関するということで、町の努力にも限界があって、どんなことができようかと袋小路に入ってしまう面もありますが、先ほど90ぐらいの高齢の方の話を紹介しましたが、町民の方とこの問題で話をする中で、やはりあれだけ事故率が高い軍用機なので、町の執行部や議会は町民の生命、財産を守っていくという立場をしっかりと持って、その本気度を示してほしいという声を何名かの町民からいただきました。特に私に対しては、あなたは6月議会でこの問題を取り上げて、ここ9年間ぐらいのオスプレイの重大事故も紹介もして、そういう意味では責任もあるわけですから、ぜひ町の執行部や同僚議員とも力を合わせて、国、県、防衛省に情報公開、安全対策を全力で求めていくと、こういうことの重要性を非常に再認識して感じた次第です。ぜひ皆さんと協力して頑張っていきたいと思います。

あと加えて、今取り沙汰というか、今日の佐賀新聞には一面に、いよいよ周辺で夜間訓練が始まると、そのための住民説明会も今月29日から行われるということも書いてありました。それで、紙面をめくってみると大きな記事、今佐賀新聞等は地元の大きな問題なんで大変この問題を大きく扱っておりますが、見出しを見ると、オスプレイが飛行する風景、情景がいよいよ日常化してきているという見出しもありました。なし崩し的にそういうふうになっては困ると思うんですね。

それで、私を取り上げたいのは低空飛行ですね。最低安全高度以下の飛行、この訓練を低空飛行として、最低安全高度というのは約300メートル。低空飛行訓練は、私の理解だと、約150メートル以下まで下ってくるということなんですね。それで、オスプレイの最大の特徴は、離着陸時にヘリコプターのように滑走路がなくても離着陸できるということなんで、私自身は150メートル以下、もっと地上に近いところまで下りてくる可能性があるんじゃないかと心配しております。

これは防衛省の資料が出ておりますが、低空飛行訓練が佐賀県で予定されているのは、目達原駐屯地周辺、天山周辺、北脊振周辺、脊振山地周辺、壱岐水道周辺、そしてお隣の嬉野市大野原周辺で実施の可能性があるとなっております。これを佐賀県の地図でここだ、ここだと6箇所、7箇所かな、これを振り分けてみると、何か佐賀県が低空飛行の訓練予定地でもう覆われているような印象なんですね。そういう印象です。

これもちょっと酷な質問かもしれませんが、本町で一番近いところでは大野原の演習場ですね、予定されてるのは。本町への影響とかはどう考えておられますか。

○谷崎孝則総務課長

今の御質問は、低空飛行訓練の関係……（「そうですね」と呼ぶ者あり）ということによろしいでしょうか。

議員からも御紹介があったように、低空飛行訓練の現在の訓練計画といえますか、そういう区域というのは指定されておまして、先ほど御紹介していただいたとおり

でございます。そこで、脊振山地が、あと例えば南のほうでは大野原を飛ぶとき、そこまでの移動時に白石町上空を飛ぶかというところは、もちろん示されてもおりませんので、我々としては白石町への影響といたしますか、そういうところは想定はしておりません、現在のところですね。

今後の夜間訓練も9月29日から開始というような報道もあっております。とにかく我々といたしましても、本町に影響があるような計画内容、騒音、音の問題とか何か本町に関連するようなことがある場合は、もちろん本町に事前の連絡なども求めていると。そういうことをもし報道などで仕入れた場合は、情報が分かった場合は、こちらからももちろん要求はしてまいりますし、そういうことで今後とも迅速な情報収集に努めていきたいと思っております。

以上です。

○南里隆司議員

先ほど紹介した、今月5日の市民団体と言いましたが、名前を言えば皆さんもニュースでよく聞く、もう2011年、2012年ぐらいから初めて佐賀空港の隣に駐屯地を造ってオスプレイが配備できないかという、当時は多分まだ民主党の政権だったと思えますけど、そういう話があったときからずっとふるさとを軍事基地にしてはならないということで、古賀さんというそこで生まれ育った生粋の郷土人がずっと反対運動を起こして、大変大きな会になっているその団体と防衛省との交渉ですが、オンラインの交渉だったようですが、そこでもやり取りがあって、ノリの養殖がいよいよ本格化するということで、やっぱり漁業者の方からは、せめてノリの養殖の最盛期のときは海上を飛ばないようにという要望もされたみたいですが、残念ながらそういうノリの時期だけ飛行を自粛するようなことはしないという返答だったそうなんですけども、海上で最盛期でノリの養殖の作業をされる方も大変心配なことだと思います。

残念ながら、事の性質上、なかなか積極的に先方のほうからオスプレイの飛行訓練についての情報提供が今のところ実際ありません。やはり町民の不安の軽減、また防衛省や県に一層の責任、自覚を持ってもらうということを促すためにも、規模は最初小さくても、真摯に説明をしてもらう場、そして私たち白石町、近隣自治体の町民、住民の生の声を届ける場が私は必要だと強く思います。町長にお考えを伺います。

○田島健一町長

佐賀空港におけるオスプレイの整備が完了いたしまして、7月9日から駐屯地が開設し、12日には全17機が配備されたところでございます。そういったことで、先ほど紹介もありましたように、訓練も開始されたということでございます。もう既に新聞等々でも知事とか佐賀市長さんとは防衛省との会議を何回となく持たれておりまして、いろいろと説明責任、安全対策のことについては新聞紙上でも見るわけでございますけども、近隣、佐賀県の中での残りの19市町については、なかなか直接的にはお話ができないというようなこともあろうかというふうに思いますけども、やはり佐賀県の中での自治体である県と20市町に対しては、やっぱり常に情報をいただければというふうに私も思っています。そこら辺は国や県に対しても、事が起こるから、起こった

からだけではなくて、やっぱり起こる前も常に情報は提供してもらいたいということは言っていきたいというふうに思っています。それを国、防衛省さんが直接住民の人にとりか、県が直接住民の人にとりかというのはなかなか大変でしょうから、それは各自治体を通じて住民さんというふうに行こうかというふうに思っていますので、まずは地方自治体、各自治体に説明をいただければというふうに思っています。

また、先ほど来お話がありましたように、8月5日の事故のお話、事故じゃないですけども、そういったことについても、やはり今の世の中ですのいろいろな情報はすぐに差し上げることもできるでしょうから、そこら辺についてもいただけるような体制が取ればいいんじゃないかなというふうに思っていますので、これもこれから県と市町でGM21というのをやってるんですね、県と各市町長との間で。そういった中で、この話も取り上げていただければいいかなというふうに思っています。

何遍も言いますが、直接国から住民さんにとりかても、住民さんにとりかても広うございますので、そこら辺はワンクッション、各自治体を通じてということにさせていただければというふうに思っているところでございます。

以上です。

○南里隆司議員

この場で私一人が執行部や町長に住民説明会をと迫っても、なかなか説得力もない面もあるんで、やはり不安を抱えてる町民の方は多くおられるわけですから、私としてもそういう方々とよく連携をして手を携えて、議員としても、一住民としても、町長をはじめ執行部にこういう要求を出していくということも考えていきたいと思えます。

それでは次に、温暖化対策についてお聞きします。

ほとんどの方が、この夏の暑さは異常であると感じていると思います。久しぶりに雨が降ったかと思えば、災害級の大雨になって、酷暑か大雨、以前には考えられない気候になってしまいました。私自身、大変不遜だと思いますが、正直言って、自分の目の黒いうちに地球環境が致命的に悪化することはないだろうと思っておりましたが、そんな今までの考えでしたが、今は大変大きな危機感を持っております。なおさら後の世代に住める地球を残すという視点に立てば、大変強い責任を感じます。子どもたちや孫たちがこれからどんな苛酷な気候、環境で暮らすことになるのか、これは大変心配する方は多いと思います。私は、この地球規模の大問題を十分に語れる力はありませんが、自分なりに勉強して、基本的な点は皆さんと共有したいと考えております。

国連の機関は、2030年までに温室効果ガス——ほとんど二酸化炭素ですが——の排出を2010年比で45%削減し、2050年までに、よく言われるカーボンニュートラルですが、実質ゼロにできないと、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて1.5度までに抑え込むことができないとしています。たとえ1.5度に抑えても、洪水のリスクにさらされる人口は約2倍になり、食料の生産などに重大な被害が出るとしています。これが産業革命前比で2度上昇すると、洪水のリスクにさらされる人口は2.7倍になり、貴重なサンゴの生育区域は99%減少をするそうです。

私自身の不勉強もあって今頃ということですが、大変衝撃を受けましたのは、平均

気温の上昇が3度から4度になってしまうと、気候変動による影響が連鎖して、悪化をもう止められないという破局的な事態になるということですね。もうこれだけ平均気温が上昇してしまうと、どんなに努力をしても、後の祭り、元の地球環境には戻れないという事実ですね。ただ、国連の機関の報告は希望も示していきまして、上記の目標を達成して、その後も濃度を下げる取り組みをすれば、今世紀最後の20年には1.4度まで抑えることができると報告しています。現在の世界の平均気温は、産業革命前に比べて1.1度から1.2度上昇しているとされておりまして、5年先の2030年までの取り組みが決定的だということは、これはもう政府も含めて認めていて、異論のないところだと考えます。

本町についても、削減計画を作成して取り組んでおられることは承知しておりますが、本町の取り組みについて説明をいただきます。

○川崎美津夫生活環境課長

まず、本町の温暖化対策について答弁をいたします。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして、町役場の事務や事業に伴い発生をします二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減等を図るため、令和5年3月に第3次白石町地球温暖化防止実行計画を作成しております。計画期間を令和5年度から令和12年度まで、目標年度までに町の事務や事業に伴う温室効果ガスの総排出量を平成25年度比で40%以上削減する目標を立て、その実現を目指しているところです。

目標達成のための具体的な取り組みの内容ですが、役場庁舎内におけます取り組みといたしましては、コピー用紙や封筒の再利用、タブレット端末の活用によりまずペーパーレス化、執務室の小まめな消灯などに努めております。また、毎週水曜日をノー残業デーと位置づけ、定時での退庁を推進しております。このほかにも、町職員の服装につきましても、昨年度までは5月から10月までを夏のエコスタイル期間として取り組みを行っておりましたが、さらなる省エネ推進を図るため、今年度は試行的に5月から来年3月までを通年輕装勤務として、ノーネクタイ、ノージャケットでの勤務を行っております。また、町有施設においては、太陽光発電設備やLED照明の導入などの省エネルギー対策を行っております。

以上です。

○南里隆司議員

ありがとうございます。

それで、私がこの質問を通告したからではないでしょうが、通告した直後に、ホームページに令和6年度の取り組みの結果について公表されておりました。これについても、どれくらいの成果が上がったか。よろしくお願いします。

○川崎美津夫生活環境課長

計画の進行管理につきましては、毎年度町の事務事業や町が管理をしております施設で使用した電気及び燃料の使用量、公用車の走行距離、下水処理量などの集計を行いまして、大体8月末ぐらいに公表をしております。

なお、令和6年度の実績でございますが、温室効果ガスの排出量で約231万6,000キログラムCO₂、基準年度の平成25年度との比較では、排出量が約63万2,000キログラムCO₂の減少、率にいたしまして約21.4%の削減率となっております。

以上です。

○南里隆司議員

四十数%削減されるということで、ノー残業デーの取り組みも紹介がありましたが、ノー残業デー、これは大変歴史が古いんですね。自分が若かりし頃、市役所に就職したときには、もうありました。当時は温暖化対策というよりも、24時間戦えますかというコマーシャルが年間の何とか大賞になるような時代でしたので、過労死防止ということでありましたけど。

加えて、当時の取り組みで温暖化対策ということであれば、自家用車のナンバープレートを見て、この数字がついている日が当たったら、職員はその日はマイカーではなくて、別の方法で通勤するという取り組みをやっておられました。ノーマイカーデーと言っておりましたけどね。でも、これは、例えば私の場合は大阪でしたけど、ある程度電車、バスの公共交通機関が充実してないと、私もこの場で本町でそれをすぐやろうじゃないかと提起したら、おいおいと、何か批判にさらされるような気もしますが、私自身は、市役所の職員さんと議員の登庁の回数はちょっと比べ物になりませんが、決まれば有明から自転車を通うようなことにしたいと思いますが、こういう本町のように公共交通機関が非常に貧弱な町でこのノーマイカーデーを実行すること、現実味はありませんでしょうか。

○川崎美津夫生活環境課長

白石町で職員がノーカー、車で出勤しないで歩いて来るとか自転車で来るということは、たしか二、三十年前、旧白石町時代に、近隣の方は自転車で来てくださいという試みがあったときもあったとっております。しかしながら、やはり地下鉄とか電車、バスの通行もしていないところが多いものですから、それはすぐなくなったということで、先ほど議員のほうからノーカーデーをどうかということでは言われたんですが、その件につきましては、実現はちょっと難しいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○南里隆司議員

この温暖化対策の問題で私が今大変重要性が大きいと考えるのは、やはり町民の方への啓発も大事だと思うんですね。私が今展開してるぐらいのことは、そんなことは常識で知ってるよという方もたくさんおられると思いますが、このまま油断すると、孫子の代に地球に住めなくなるという危機感を持っておられる方ばかりではないと思うので、啓発を分かりやすい形で、やっておられると思いますが、一層と思います。

課長への質問はこれが最後になりますので、啓発の問題をお答えください。

○川崎美津夫生活環境課長

議員おっしゃいますよう、地球温暖化は、私たち白石町民だけでなく、世界中の方が気にしていることだと思っております。各個人ができることを小さいことから1つずつしていくことが大切かなと思っておりますので、これからもホームページとか広報紙、あとケーブルテレビ等でも地球温暖化の推進について啓発活動を行っていきたいと考えております。

以上です。

○南里隆司議員

この問題は、執行部だけに任せるんじゃないかと、私自身も汗を流していきたいと思っております。

あと、これはちょっと提案ですが、本町は、いこカーを運営されております。現役で自家用車をばんばん乗り回している時代から、意識的に私たちも、いこカーを使ってみるという取り組みも大事じゃないかなと思います。これをやっていくと、年齢を重ねて運転免許証を返納した際にも、今まで慣れてるから、いこカーもスムーズに利用できるということで、ぜひ私自身も、いこカーを積極的に使っていきたいと思っております。

あと、農業と温暖化の問題に移りますが、本町の農業者の方から、これだけ暑いと水温が高いと、ある時期に田んぼに張ってる温度を温度計で見たら42度あったとか、結果ものすごく藻が大量発生して稲の生育を妨げているということで、私もその話を聞いてから意識的に田んぼをよく見ましたけども、きれいに普通になってるところもありますが、何か虎刈りをしたように、藻にやられて稲がないというようなところも散見されました。あとは、水稻、稲が暑さで白化しているということもよく聞きます。少しでも低い水温の水を張りたいということで、深夜や早朝に水を引くというようにしているという努力もされてるようです。

本町の農業者の方から、この温暖化で農産物を生育させる上で、どうでしょう、私が紹介したようなこともあります。ほかにどういう不安とか声が上がっておりますでしょうか。

○吉村 浩農業振興課長

先ほど議員から紹介もありましたけれども、昨年から今年にかけて米価の高騰もありましたけれども、これについては、温暖化によって高温が続いて米の収量が減ったということも大きな一因ということで言われてるところです。

それで、本町の温暖化対策についてということですが、従来栽培されてきましたひのひかりは、暑さに弱く、収量、品質低下を招く可能性が高いことから、夏の高温に強い夢しずくやさがびよりに転換され栽培をされております。また、本年からは、佐賀県が10年以上の歳月をかけて開発した高温に強く病害虫に耐性のある、さらには従来のひのひかりの2割増しの収量が見込まれるひなたまるの栽培が始まりました。米栽培の高温対策として、小まめな水管理による根の機能維持で、十分な水分補給が必要になります。

また、大豆においても、高温に強く、収量が見込まれる品種の試験が行われてると

のことであります。大豆栽培の高温対策としては、適切な土壌水分の維持が大切となります。

また、この時期は、イチゴの育苗の時期に当たりますけれども、ハウスの保護用被覆資材、寒冷紗と言いますけれども、これによって光を遮ったり熱を遮るといようなことだったり、換気扇、循環扇による通気や下熱等の対策を取られていっているところでは、この循環扇などの下熱の対策については、県の補助事業も活用することができるようになっております。

今後とも関係機関と連携して、高温に強い品種の導入の推進や高い品質と収量を維持するための栽培技術の改善指導、また併せて農作業中の熱中症の注意喚起も行っているところでは、今後もいろいろな取り組みをしていきたいと思っております。以上です。

○南里隆司議員

私もいろいろ聞いてましたが、農協のほうでも来年度から遮熱資材に補助を出すとかそういう取り組みも検討されてるみたいで、ぜひこの異常な暑さの中でも農産物が採れるようにしていきたいと、私も頑張りたいと思います。

次に、熱中症予防休憩所の拡充について質問いたします。

本町でこの夏季のシーズンで熱中症にかかった方の人数はどれくらいか、分かりますでしょうか。

○谷崎孝則総務課長

熱中症で救急搬送された方の件数でよろしいでしょうかね。

本町内で、令和7年5月1日から9月5までの調査をさせていただきました。それで、町内の総発生件数は、トータルで20件でございます。その発生場所を大きく分けると屋内と屋外で、屋内の自宅が8件、そして屋内の体育館で1件でございます。そして、屋外で11件ということでございます。ということで、トータルでは20件ということでございます。

以上です。

○南里隆司議員

屋内で救急搬送された場合、これはもちろん本町の役場の職員じゃなくて消防署が向かうと思うんですが、この屋内で救急搬送された方が、よく言われるようにエアコンがあるのに使ってなかった、またはなかったというようなことまでは分からないですよ。

○谷崎孝則総務課長

一応、エアコンの設置の有無というところでも調査をさせていただきました。

すみません。先ほど申し上げませんでしたでしたが、自宅の発生件数8件のうち、エアコンの設置ありが6件、設置なしが2件と聞いております。

以上です。

○南里隆司議員

やはりエアコンがなかった家が2軒もあったということで、ちょっと私も大変驚いてるところですけども、現在町のほうでは3箇所です。熱中症予防休憩所を開設していただいております。

その3箇所のあれですが、町民の間からそこに行くのが距離もあって大変だという声が聞かれたり、具体的には3箇所の一つ、ゆうあい館の休憩所ですが、これはゆうあい館の図書館で、本町も大きな図書館というか、しっかりした図書館がゆうあい館ぐらいになってしまったので、よくそこを利用するという方から聞いたんですが、ホールは冷房が入ってなくて、和室を休憩所として提供されてるそうなんです。私が聞いた図書館を利用してる方は、ちょっと図書館の合間にホールにいたら、休憩所ということで、みえた方がいたそうなんです。それで、職員の方が奥の和室ですということで案内をされたみたいですが、30分ほど出てきてしまわれて、帰られたそうなんです。それで、別に30分ほど利用された方に話を聞いたわけじゃないんですが、私にその話を教えてくれたよく図書館を利用する方から、やはりテレビもない和室でなかなか長時間過ごすのも退屈だったんじゃないかなという声を聞いて、電気料はかかるんですが、ゆうあい館についてはホールを冷やして提供したほうがいいんじゃないかという声も聞きました。

それで、有明方面では、もう閉館になりましたが、有明公民館が去年まで休憩所になって、今はもう交流館になっておりますが、有明公民館の利用が非常に少なかったというのは、私は非常に確信を持って言えるんです。というのは、私ごとですが、私の父親はもったいないということで絶対にエアコンをつけないもんですから、熱中症にかかってもらったら困るんで、私は毎日有明公民館まで送り迎えをしておりましたが、父親以外の利用者に一人も会ったことがなかったんです。それで、父親も俺以外には誰か来たことはないということもあって、これはちょっと利用が少なかったということの報告、紹介なんですけども。

それで、やはりもっと利用をしていただくために、本町は、昨日の同僚議員のやり取りでも109箇所公民館があるということで、一遍には無理でしょうけど、こういう公民館に熱中症予防休憩所を拡充できれば、熱中症予防に大変効果的だと私は考えます。近隣自治体の取り組みについてよろしくお願いします。

○山下英治保健福祉課長

近年の気候変動による猛暑は、もはや気象災害と捉えて、熱中症予防のための対策が不可欠となっています。テレビの気象コーナーでは、連日エアコンの適切な利用や小まめな水分補給などについて繰り返し注意喚起が行われています。まずは、自宅において、冷房の適切な使用をお願いをしたいと思います。

近隣の市町の状況ということでございますが、まず江北町では、今年度9月30日までを厳重警戒期間と定められ、取り組みに賛同された約半数の16の自治公民館などが熱中症避難所として常時開放され、空調使用料として開設1時間当たり200円を町が負担をされています。なお、施設の開閉や開放時の管理運営については、全て地元で

行われております。あわせて、江北町公民館や老人福祉センターなどの公共施設4箇所も開放をされております。次に、大町町では、大町町公民館と総合福祉保健センターの2箇所が開放をされております。鹿島市では、市役所の本庁舎、エイブル、北鹿島公民館など、職員が常駐している公共施設12箇所と民間の調剤薬局1箇所が休憩所として開放をされている状況でございます。

以上です。

○南里隆司議員

江北町が2年前に公民館の休憩所の取り組みを始めて、2年かけてやっと江北町の公民館の半分にたどり着いたということで、本町は100箇所以上あるわけですから一遍にはいかないと思うんですけども、本町でも少しずつでも公民館を熱中症予防休憩所として利用していくことについては、方向性としてどう考えられますか。

○山下英治保健福祉課長

自治公民館を熱中症予防休憩所として開放するための課題といたしましては、まず地域の理解と管理運営するためのマンパワーの確保、それから移動手段の確保、光熱水費など財政負担をどのようにするかというような問題がございます。直ちに開設することは難しいため、総務課危機管理防災係など関係部署と連携をしながら、駐在員会、公民館長会、自主防災組織や地域づくり協議会など、関係者の意見を聞きながら検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○南里隆司議員

昨日の同僚議員の質問の中でも、駐在員の任務が非常に苛酷になってるということのやり取りがありましたので、課長が説明されたマンパワーということで大変な問題を抱えてると思いますけども、頑張っていくという方向性を共有して、どうでしょうか、次の駐在員の会議の際に、月1回やられてるんですかね、一応やるとかやらんとかじゃなくて、議会でこういう提案があったということを経験にしてみようということは、ここで約束してもらえませんか。

○山下英治保健福祉課長

そのことについては、関係部署のほうと協議を重ねていきたいと思いますので、ここでは確約はできないと思います。検討させていただきたいと思います。

○南里隆司議員

あと4分になってしましまして、同僚議員と今日、明日で共通の問題で取り上げようとしていた行財政調査委員会について、非常に厳しくなってきたんで、申し訳ないなという気持ちですが、各種委員会については、常に有益で効率的なものになっているか、また担当課の職員にとって過度の負担になっていないかなどの視点から、検討が加えられるべきだと考えます。今回は私も委員になっている行財政調査委員会につ

いて質問をしたいと思いますが、残る時間の範囲内でお願いします。

○大串恭隆企画財政課長

まず、行財政調査委員会について御説明をさせていただきます。

本町には白石町行財政調査委員会条例がございまして、その中において町政において優れた識見を有する委員で構成する委員会は、町長の諮問に応じ、白石町行財政の運営に関する事項について調査審議をすると定められております。行財政の運営とは、簡単に申しますと、町の財源や施設、職員の労働力といった、いわゆるヒト・モノ・カネといった、町の限られた資源の中でいかに効率的に質のよい行政サービスを行っていくかということでございます。その取り組みとして、白石町行財政経営プランを策定しております。現在、第2次の計画期間を令和5年度から令和9年度までの5箇年間と設定して取り組んでいるところでございます。

内容といたしましては、11の推進項目とそれに基づく20の取り組み項目を定め、毎年度の実績や進捗状況を委員会に報告し、最終的に町のホームページで町民の方にもお知らせをしております。本委員会について、一般的に行財政の運営を問うことができ、町民目線で様々な意見を聴取することができる場と認識をいたしております。

以上です。

○南里隆司議員

時間になってしまいました。

この委員会については、委員会選定についての基準、公募などを検討できないか、また同僚議員の聞き取りに対して、今までは意見の具体的な反映がないということとか、同じく同僚議員が頑張っていて、他の19の市町でこの系統の委員会で議員が委員になっている例はほとんどないということもあります。広範な各所の町民から町の行財政の基本的な問題に広く意見を募るといふことには全く異論はありませんが、問題点については明日の同僚議員に譲りたいと思います。

質問を終わります。どうもありがとうございました。

○内野さよ子議長

これで南里隆司議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

14時14分 休憩

14時30分 再開

○内野さよ子議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。岸川信義議員。

○岸川信義議員

議員番号5番、岸川信義。発言の許可がありましたので、ただいまから、大項目1番、特殊詐欺の対応について情報弱者の対応をどうすべきか、大項目2番、区長、公

民館長の報酬の改正と駐在員制度について、大項目3番、商品券発行について質問します。

なお、ケーブルテレビやSNSの視聴者に分かりやすいよう、資料としてパネルを使用いたします。

それでは、大項目1番、特殊詐欺の対応について情報弱者の対応をどうすべきかを質問いたしますが、先にパネルの説明を行います。

このパネルは、特殊詐欺の被害がなくなるように、または少なくなるようにと思い、私が作成したものです。青く描かれている人物の先、これは電話。スマホ、パソコンで話してる相手は、鬼、鬼どもですよ。あなたはだまされていて、これから食われますということを表現しています。だまし取られた後の悲惨さは、もう誰でも分かっていることでしょう。また、集められたお金は今のところどこに行ってるのか、それは分からないけれど、悪いことに使われているということは明白だと思っております。

それでは、パネルを交換します。

先にパネルの説明を行います。

このパネルは、現在警察で配布されている特殊詐欺に関する啓発チラシを添付しています。詐欺の手口も様々で、おれおれ詐欺、架空請求詐欺、投資詐欺、ロマンス詐欺、副業詐欺など、いろいろあるようです。ここの対策としてここのほうに書いてありますように、「たこのおすし」と書いてあります。「た」は確かめて。「こ」は子どもの声と違うかもということですね。「の」は乗っちゃ駄目。お金やカードは渡さない。「す」は、すぐ出ない。知らない番号は留守電とあります。私はこれを見たとき、この「すし」のところがさびであるんじゃないかと。すぐ出ない、知らない番号は留守電とすれば、この詐欺の半分ぐらいはのうなるとやなかるうかなというふうな感じを持ちました。

それで、この特殊詐欺での全国の被害額は、令和6年は7,100億円でした。白石町の予算が180億円とすると、白石町と同等規模の町が39運営できることになります。また、被害額を1日に換算すると、約20億円の被害がっております。これを9日間ためたら、白石町の1年間が運営できるということです。佐賀県でも毎日のように発生しており、その被害額は令和6年は約10億円でした。その手口はますます巧妙化し、強盗事件に発展するなど凶悪化しており、このような事案の対応をどうすべきかと、警察では苦慮されています。

特殊詐欺対策のチラシ等を提供された白石警察署からのコメントを紹介します。

特殊詐欺被害防止を図るため、引き続き広報、啓発活動や金融機関等との連携による水際対策を推進し、行政機関との連携を図りながら、特殊詐欺の情勢に応じた被害防止対策を講じていくこととしてるとのことです。

それで、質問に入ります。

事件の認識についてということで、資料を上げていますので、タブレットで確認をお願いします。

持込み資料になりますけれども、新聞の記事を3つ上げています。

実は、残念なことなんですけれども、今日佐賀新聞に、ここの9月9日事件ファイルというところがあるんですけれども、そのところに載っていました。事件の内容

を読みますと、SNS型投資詐欺、70歳代女性が1,500万円被害。白石署は8日、白石町の70代女性が約1,500万円をだまし取られるSNS（交流サイト）型投資詐欺事件が発生したと発表した。同署によると、女性は6月8日頃、SNSを通じて個人投資家をかたる人物と知り合い、投資家のアシスタントを装う人物らから投資アプリをインストールするように指示を受け、やり取りする中で、入金を確認できれば上場が確定する株の取引枠を確保できるなどと投資を勧められた。7月17日から8月26日、指定の口座に5回にわたって1,467万円を振り込んだ。家族から詐欺被害ではないかと言われ、同署に相談して発覚したということです。

それで、もう一つ紹介しますと、これは佐賀新聞の8月7日付のなんですけれど、次のページにあります。警察官かたるニセ電話詐欺相次ぐ。白石で2,300万円被害。警察官などをかたる手口で現金をだまし取るニセ電話詐欺事件が佐賀県内で相次いでいる。白石署は6日、白石町の70代男性が2,300万円の被害に遭う事件が発生したと発表した。同署によると、6月15日、男性の自宅に警察官を装う男から電話があり、詐欺グループを逮捕し、関係先からあなた名義の携帯電話や通帳が見つかった、逮捕状が出ていると告げられ、SNSを通じて警察手帳のようなものを画像で示され、マネーロンダリングに関与していないか資産を確認するなどと言われたと。男性は金融庁職員を名のる男に2回にわたって計2,100万円を手渡すなどして、7月4日までに計2,300万円を詐取された。SNSでのやり取りができなくなって不審に思い、警察に相談して発覚したということです。

それで、何で2つ紹介したかということ、警察の人と話をしていたとき、こういう一緒の事件があると、まだその頃は一つしか分かってなかったんですけれど、一緒のグループがその辺におるとやなかろうかという危惧をされていたので、現実になってしまったなというふうに思っています。

それでは、この2件の事件について町はどのように認識されているのか、答弁をお願いします。

○谷崎孝則総務課長

6月に発生いたしました先ほど御紹介の2,300万円の特殊詐欺事件、そして本日の佐賀新聞でも報道されておりましたけど、町内の70代の女性が1,500万円の被害に遭われたというSNS型の投資詐欺の2件でございます。本町においても、もちろん確認をさせていただいております。

今回両方の手口につきましては、特に2,300万円の6月、7月に発生いたしました事件につきましては、まず警視庁の警察官を名のる男からマネーロンダリングに関与をしていないかという確認をされると言われて、金融庁職員を名のる男に数回にわたり現金の手渡しや指定口座への振込を行い、2,300万円をだまし取られるという事件であったと、先ほど御紹介のとおりでございます。そういうところで把握をいたしております。

本町におきましても、特殊詐欺をはじめといたします詐欺被害につきましては、町民の生活の安全と安心を脅かす重大な問題であると認識をいたしております。被害は、金銭的な損失にとどまらず、高齢者を中心に精神的な打撃や生活不安をもたらします。

地域社会全体に深刻な影響を及ぼすものとして、町としても認識をいたしてるところでございます。

以上です。

○岸川信義議員

町が注視してるということを聞きまして、少しは安心しました。

では、2番目の質問に入ります。

情報弱者への対応。毎日のようにテレビや新聞で特殊詐欺が報道され、その被害は男女問わず、年齢層も様々です。本町は高齢者が多いことから、高齢者の方が被害に遭わないように、老人会、地域サロン等で再確認されています。しかし、参加者の中には、参加できない、いわゆる家事都合や体の調子が悪かったり会場に行く交通手段がなかったりと、高齢者が全員参加できていないのが現状です。私も所属するNPO法人に講演の依頼があった場合は、「長寿のつぼ」という寸劇で、だまし取られないことが長寿につながりますよと、面白く伝えています。しかし、会場に来られない人もいるので、懸念してるところです。

この来られない人たちは、コミュニケーション不足で、もともと情報が少ないのか、または情報はあったとしても、やっぱり会話によってかみ砕けていない情報弱者だと私は考えています。町はこの情報弱者にどのように伝えていくのか、どのような構想があるのか、答弁をお願いします。

○谷崎孝則総務課長

町は、詐欺事件に対しましては直接的な捜査権限は持ちませんが、未然防止こそ最も重要な対策と考えております。近年高齢者を狙ったこのような特殊詐欺が多発をする中、本町では以前から警察機関との情報の共有、連携を取りながら、防災行政無線や行政放送、出前講座や町広報紙などで全町民へ向け、未然の防止対策といたしまして情報の発信を行い、注意喚起を行ってきているところでございます。

議員お尋ねの老人会や地域のサロンなどに参加できない方などへの対策はとのことでございますけれども、町といたしましては、引き続き警察や金融機関、消費生活センターなどと連携をしながら、全年齢層へ向け、特殊詐欺の新たな手口を具体的に示した情報を防災行政無線や町広報紙、そして町ホームページや町公式LINE、防災ネットあんあんなどのあらゆる媒体を使用しながら情報の発信を行い、注意喚起を実施してまいります。巧妙化する特殊詐欺に対応していくため、今後もこうした取り組みを継続的に進めるとともに、町民一人一人が自分が狙われるかもしれないと、そういう危機感を持っていただいて、互いに声を掛け合っていただき、被害を出さない町を目指していければと思っております。

以上です。

○小野 勉長寿社会課長

私のほうから高齢者の対応について答弁をさせていただきます。

警察署の資料によりますと、令和7年度上半期の全国の特種詐欺の被害認知件数の

うち、53%が高齢者とされております。総務課からありましたとおり、様々な方法、手段により情報を伝えていくことが肝要かと考えております。

議員からありました様々な行事に参加できない高齢者の多くは、介護予防、介護保険サービスを利用されておりますけども、担当のケアマネジャーなどは、介護サービスだけではなく、必要な際には警察機関や消費生活センターなどと連携し被害を未然に防ぐなど、よき相談相手でもあります。実際に私どもの地域包括支援センターにあった特殊詐欺と思われる相談の際には、急ぎ警察に連絡するように促したケースもあります。また、長寿社会課で行っている地域ボランティア養成講座の参加者やサロンの皆さんは、地域における介護予防の要としてだけではなく、老人会の皆さんとともに、高齢者の身近な相談相手として御活躍いただいております。その方々やケアマネジャー等への啓発を今後も続けていきたいと考えております。もちろん、今回の件につきましても、啓発をしていく準備をしております。

このように、公的機関だけでなく、地域の方々やケアマネジャー等の御協力を得ながら見守り、情報提供に努めておりますが、高齢者の特殊詐欺被害を未然に防ぐためには、地域での声かけ、見守りが重要と考えます。高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、様々な事業を通じて顔の見える関係性を築いていきたいと考えております。

以上です。

○岸川信義議員

総務課から、また長寿社会課の課長から答弁をいただきましたけれども、私はこのパネルを作るときは、ここの18人の皆さんに知ってほしいんですよ。何かのときに専門的な話が当然一番なんでしょうけど、町の話としてこういう事例があつてから注意してくださいよということを、その農業の道端で、あぜ道でよかけんが、話してほしい、井戸端会議で話してほしいなという思いを込めてやっていますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、大項目2番の質問に入りますけど、ちょっと先にパネルを落とします。

それでは、大項目2番、区長、公民館長報酬の改正と駐在員制度について。

町内自治会の多くの組織は、区長、公民館長、会計の三役で成り立っていると思っています。しかし、現実には、町主催の公民館長会は行われていますが、区長会は行われておらず、駐在員会議が毎月行われています。この駐在員制度では、福富地区のように1駐在員、1区長のところがあつたり、私が住む福吉では1駐在員、2区長であつたり、あるいは北明地区のように1駐在員、区長が存在しないなど、様々です。しかし、町民の多くは、区長さんが地域のリーダーとして存在していると思つている方が多いようです。

それでは、質問します。

区長、公民館長さんの役割とはどのようなものか、答弁をお願いします。

○谷崎孝則総務課長

町から委嘱をさせていただいております駐在員の役割につきまして答弁いたします。

町では、白石町駐在員に関する規則に基づきまして、町内各44地域の代表者の方に駐在員として委嘱をさせていただいております。設置目的といたしましては、町民に対する町行政の伝達及び町政に関する必要な調査などを行っていただくということでございます。具体的な役割や業務といたしましては、各担当課からの回覧文書などの配布、そして町が委嘱する各種委員の選出や災害発生時の被害調査などの各種調査、そして募金の取りまとめなど、そのほかにもございますけども、まずは代表的なものとしてはそういう業務が挙げられます。また、町が実施をいたします事業につきまして、関係住民の皆様への周知や説明会の実施なども駐在員の皆さんを経由しながら各行政区などを通じてお願いをする場合もあると思っております、多くの業務を担っていただいております。

次に、区長の役割ということでございますけど、区長と申しますと、各行政区、自治会などの総会などにおいて自治会の皆様より選出をされ、自治会の代表者として自治会の活動を統括し、活動の中心となり、民主的な自治会の運営を行うための重要な役割を担っておられる役職の方であり、区長の役割ということで認識をいたしております。また、自治会の中の問題についても、地域の皆様からの相談や意見を取りまとめいただいたり、町をはじめとする行政やほかの機関に対する自治会の窓口としても、そういう役割も担っておられるということで認識をいたしております。

以上でございます。

○矢川靖章生涯学習課長

生涯学習課より自治公民館長の役割についてお答えをいたします。

自治公民館長としての役割は、自治公民館を代表し、自治公民館の目的である地域住民の福祉の向上と地域振興の事業を統括することとなります。具体的には、自治公民館役員の統括、地区内の子どもクラブ、老人会などとの連携、調整、地域行事の企画、運営、自治公民館施設などの管理、保全などとなります。また、役場生涯学習課、3地域公民館との連絡調整や、公民館長会議への出席、町主催のスポーツ行事のお世話などの役割を担っていただいております。

以上です。

○岸川信義議員

先ほど区長さん、あるいは統括した駐在員さん、そして公民館長さんの役割を聞きました。その中で、非常に今の白石町の中の公民館長のほうは、私も6年間経験しまして、ある意味うまく統括されてるのかなという感じはしています。公民館長が何かのときの代表になったりとか、そういう役割もしっかりしていたように感じていますけれども、実は昨日吉岡議員から質問があったように、駐在員さんという方がいるんですね。それで、駐在員というのは、私は公民館長を長くして、三役をしてましたので、駐在員さんというのはこういうふうになってるのかというのは分かるんです。それで、町のほうは主催ですので、駐在員さん、駐在員会議をしますよというのは当然分かっていると思いますけれども、じゃあ町民に聞くと、何ね、その駐在員ってと言われるわけですね。それで、私たち議員は、いわゆる行政と町民のパイプ役であります。そ

こも大きくありますので、そういうとき説明をしますけれども、ちょっと分かりづらいぞということを感じました。

それで、そのこともこの後説明しますけれども、今ちょうど表が出ています。これは公民館長の数の表が出ていますけれども、よかったらメモを書いてもらってよかですか、右のほうに。白石地域は64人で3,665人ということで、1公民館長当たり54世帯。右のほうに書いてもらえればいいと思います。福富地域は163世帯、有明地域は64世帯になって、実はこの公民館長さん自体のことが、ここが決して母体になってるとは言いませんけれども、この感覚でいくと、駐在員が44名今おられますけれども、7,459割の44とすると、約170になるんですね。それで、私は今福富地域並みに設定してあるのかなという感じがしています。それで、駐在員さんが分かりにくいということで、大抵の人に聞くと、区長さんやろうと言んさあわけですよ。それで、20年改革して、20年たって一般的に分かりにくいというのは、やっぱり変えるべきじゃなかかと私は思います。

だから、ちょっと提案ですけれども、その後の金銭的なところで報酬額のところで、武雄市が駐在員も一般駐在員と代表駐在員というふうに分けてあるんですね。それで、私は駐在員って変換せんばいかんとかなという気がしまして、ここは提案になるんですけれども、代表区長会をしますよと言うたほうが町民の人たちもみんな分かりやすかかなということがありましたので、ちょっとこのところに話を入れておきます。

それで、先ほどの返答での答えを私はあんまり言うたらんかなという気が今して、報告を受けましたことについては承知しました。

区長さんの役割で、もう一つだけ言わせてもらっていいですか。

区長さんの役割の中で認識してほしいのは、地域の任命権者的な人物でもあるんですよ。それは、自分の後任を見つけるというのも当然ありますけれども、保護司を見つれたり、それから民生委員をお願いしたり、公民館長をお願いしたり、ゲート役員さんをお願いしたりとか、いろんな任命権者的な役割を背負っておられるところも結構あると思います。その辺も区長さんの役割として認識をしてほしいなと思っております。

それでは、2番目の質問に入ります。

区長、公民館長さんの人員、報酬額等について。

区長さんの報酬額はどのくらいか、近隣の市町との比較はどうであるのか、答弁をお願いします。

○谷崎孝則総務課長

まず、駐在員の人数につきましては、先ほどから話題になっております44人となっております。また、駐在員業務に係る委嘱費といたしましては、月額で均等割の4万3,000円と、世帯割で1世帯当たり200円となっております。

次に、区長の人数と報酬額についてでございますけれども、こちらの区長の人数、報酬額等については、町のほうでは把握はいたしておりません。

そして、資料請求もあっておりましたけれども、本町駐在員の報酬、委嘱費につきましては、先ほど申しましたとおりの額となっております。また、近隣自治体の実態

も把握をいたしておりますが、報酬額の算出根拠は様々この資料で示しておりますとおり、算出根拠が各市町様々でございます。ということで、単純には比較はできませんけれども、本町の報酬額、委嘱費につきましては、杵藤地区管内の近隣の自治体と比べて決して安くはない状況であると認識はしているところでございます。

今後、駐在員の業務に応じた適当な額というところが幾らであるのかどうかなどにつきまして、ほかの自治体の動向も注視をしながら研究をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○岸川信義議員

実はこの資料を見ますと4万3,000円ということで、妥当な額だろうというふうに考えられるということもあると思えますけど、昨日吉岡議員に福富みたいに1駐在員、1区長というところばかりじゃないですよと、19の、いわゆる福吉みたいに2区長の場合のところ、またあるいは3区長の場合のところがあるということを見ると、このまま4万3,000円をうのみにしていいのかなという気がしています。

やっぱり報酬ですので、その程度の持ち方はあるにしても対価でありますので、その辺は近隣市町と、これば見よっても私も実は分からんところがいっぱいありましたが、もう少し上がってもいいんじゃないかなという気が私はしています。

そしたら、公民館長さんをお願いします。

○矢川靖章生涯学習課長

自治公民館長のほうの答弁をいたします。

自治公民館長の人数は、資料請求がありました資料のとおり、白石地域64名、福富地域9名、有明地域36名、合計で109名というふうになります。

自治公民館長の報酬、報償につきましては、資料請求の資料、本町及び近隣市町の報酬額のほうで説明をいたしますと、この資料については、杵藤地区3市4町の公民館長の報酬、報償の算定根拠を一覧にしたものとなります。

白石町公民館長の報償の算定根拠につきましては、均等割、年額で5万1,000円、世帯割、年額で1戸当たり400円となっております。表で分かりますとおり、それぞれ市町で算定根拠は異なります。また、白石町、そしてほかの市町でも、自治会や自治公民館の会計からも報償があるところが多くあるようです。

以上です。

○岸川信義議員

公民館長の報酬につきましては、今のこの表を見る限り妥当額かなというふうに私は感じていますがけれども、これもさっきありましたように、各自治体で報酬がまちまちなんですね。それはもう致し方ないなというふうに私は感じています。

それで、その合計が公民館長さんの身に入る金額だと分かりますけど、ここは非常に曖昧でありますけれど、ただこういう議会等があつて、こういう質問があれば、よそはどがんしようかという興味が各自治体でもあると思えますので、非常に参考になる

と思います。ありがとうございました。

それでは、駐在員制度について。

駐在員制度とはどのようなものか、答弁をお願いします。

○谷崎孝則総務課長

駐在員制度についてという御質問ではございますけれども、役割や駐在員のほうを設置させていただいている目的という部分は、先ほどの答弁でお答えさせていただいておりますので、あと身分につきまして答弁をさせていただきたいと思います。

駐在員の活動における身分についてでございますけれども、令和2年4月1日から地方公務員法の改正によりまして非常勤特別職の任用が厳密化をされ、駐在員につきましては、非常勤特別職の対象から外れることとなりました。そして、駐在員の役職というところは、担当業務の区域の代表者であるとともに、町長が白石町駐在員に関する規則により委嘱をする役職といたしまして、制度上は非常勤特別職から外れはいたしましたけれども、その活動はこれまでと変わらず、以前と変わらず、町行政との共同の重要なパートナーとして位置づけをされ、町といたしましては重要視をしているというところでございます。

以上でございます。

○岸川信義議員

それで、駐在員制度というと、ちょっと先に答えを私が言うたかと思いますがけれども、駐在員制度が発足してから20年になったと。その経過は、いろいろだと思います。特に3町合併でいろいろな町が合併してできてる関係で、表を見てもらうと分かるんですけども、特に白石町が多いんですね。それで、駐在員さんは分かるんですけど区長が分からないということでありましたけど、参考に私はさっき公民館長のところに数字を入れてもらってよかったですかと言ったところが、非常に私としては参考になっています。

それで、やっぱりその町が求めるものというのは、私たちが分かるし、住民も時代とともに歩いていくわけですから、町の言いよったのも、説明があれば、そういう考えならば変わっていくんじゃないのうというものもある一方、やっぱり地域のことは、例えばうちは神社関係はこっちやものうとか、そういうのも実はあるのが現実なんですけれども、日本の社会のよかところは、そういうところも妥協しながら、協調しながら、そして協力しながら新しいものをつくっていくんじゃないかと。それで、今の数字の44というのが、それが妥当なのかというのも私は検証する必要があると思いますけれども、そここのところを検証する必要があると思っています。

もう一つは、唐津市で行政連絡員に支払う謝金の実態と乖離している旨の報道があるので、白石町も調査を行い対応すべきではないのかということを質問しますが、答弁をお願いいたします。

○谷崎孝則総務課長

唐津市が行政連絡員に支払う謝金に関し、担当区内の世帯数に応じて増額する計算

方法が制度設計時の前提と実態がかけ離れているとして、謝金支出の制度を是正するよう市に求める住民監査請求があっているということは、もちろんマスコミ等も通じまして、本町でも把握はいたしておるところでございます。

先ほどから議員のお話にもあっておりますけども、本町におきましては、合併後20年が経過いたしましたして、人口減少、高齢化など、情勢が目まぐるしく変化をしてきていると。そういう中で、本町の駐在員制度につきましても、吉岡正博議員の答弁の中でも申し上げさせていただいておりますけど、抜本的な見直しが必要な時期にきていると町としても思っております。今後国の通達やほかの地方公共団体の状況もしっかり注視をしながら研究をさせていただいて、具体的な駐在員制度の見直しにもしっかり取り組んでいきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○岸川信義議員

それで、新聞に載ってましたのでちょっと目を引きまして、この議題を上げました。

それで、実際言うて、町が駐在員に支払うお金は、昨日も吉岡議員から分配されますよとかあってましたように、そういうのが実はあってるんですね。それで、その先はどうなってるかというのがこの新聞の記事なんですけれども、その先はあります。そのこのところは逆に町のほうで調査をしてもらっていいのでしょうか。

○谷崎孝則総務課長

もちろん唐津市にも問合せをさせていただいて、後はもちろん近隣市町の実態も調査していきたいと思っております。

以上でございます。

○岸川信義議員

それでは、最後の質問になります。

来年度に改正される第4次基本計画について、何らかの形でこの駐在員制度、またはほかに代わるものがあればということを盛り込まなくていいのか、答弁をお願いします。

○大串恭隆企画財政課長

総合計画とは、地方自治体が策定する自治体の全ての計画の基本となる行政運営の総合的な指針となるものでございます。これは、地方自治体における行政運営の最上位計画であり、住民全体で共有する自治体の将来目標や施策を示し、住民、事業者、行政が行動するための基本的な指針となります。現在第4次の総合計画を策定中でございまして、令和8年度からの4年間の計画を策定中でございます。

駐在員の名称につきましては、新町から使用しております、町の行政運営に欠かせない役割を果たしていただいていることは紛れもない事実でございますけれども、先ほど申し上げました将来目標や施策を示す総合計画には、第3次の計画に施策とし

て37項目を掲げております。SDGsの目標を示して、持続可能な開発目標を示しております。策定中の第4次計画の策定メニューにつきましては、今後総合計画審議会で煮詰めてまいります。

先ほど総務課長も答弁をいたしました。駐在員制度につきましては、合併20年を経て、抜本的な見直しが必要であるというような見解を持っておりますし、私としてもこの第4次の総合計画に駐在員の名称を使用するということについては現在考えていないところでございます。

以上です。

○岸川信義議員

この総合計画なんですけれども、非常に私は参考にして、町の方針を読ませていただいています。

それで、第1番目に質問しました特殊詐欺についてももうたつてあるんですね。もう5年前にうたつてあるんですよ。そういうことを職員も見て、これがここに載つとるけん上げんばいかんばいとかそういう目安にもなると思いますけんが、いろんな制約があるでしょうけども、あくまでも計画やけんが、そういう計画書の中にはやっぱりうたうべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○大串恭隆企画財政課長

内容的には先ほど答えた内容でございますけれども、今後総合計画を作成するに当たりまして、庁舎内に総合計画の策定委員会、あるいは策定審議会という会議がございますので、その場で諮るといふようなことを考えていきたいと思っております。

以上です。

○岸川信義議員

温かい返答をありがとうございました。

それで、もう一つなんですけど、この駐在員という言葉が何で受け入れられんかなと、私は実はいろいろ考えたんです。それが当たってるかどうかはちょっと分からんところもありますけども、基本的に駐在員というのは員ですから、皆さん職員、私たち議員というように、ある一定の縛りの中の一員という意味なんですよね。それで、長というのは、町長、議長、今日ここにおいで課長というように、長と、いわゆる敬意を示してるんです。そこのところがやっぱり、この20年間でいい施策やったかも分からんばつてん、言葉一つでそういうふうになったんじゃなかかと、老婆心ながら思うところです。その辺もぜひ検討をしてもらって、言葉って、ものすごく大事なんですよ。やっぱり区長さんというのは各地区の長であります。そう私は提案して、代表区長会とかというのをしたらどうですかと、もっとすばらしい言葉があればそちらのほうに変えていってもらえばいいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、大項目3番目の質問に入ります。

商品券の発行についてということなんです。

商品券の発行については、6月議会で質問しました。町からの答弁の内容は、商品

券の金額は3,000円で、基本デジタル、いわゆるスマホ対応のデジタル商品券とするが、スマホを持たない人や操作ができない人についてはプリペイドカードを給付するとありました。また、6月議会では給付時期と使用時期は示されませんでしたので、給付時期と使用時期はどのようになったのか。

実は、私のところにも、こがんで議会で発言のあるとぼってん、うちは来とらんけんが、いつ来るかという人もおんさったぼってん、私はもらい損のうとるんじやなかろうかという心配の声もあっていましたので、改めて質問いたします。答弁をお願いします。

○山口裕一総合戦略課長

前回6月議会のほうでお示しできなかった確定事項についても今回答弁させていただきますけれども、事業概要、目的は、前回は答弁させていただきましたとおりでございます。今回の商品券給付事業につきましては、事業名、スマイルしろいしデジタル商品券給付事業でございます。全町民対象のデジタル商品券としては初の取り組みということになります。

目的につきましては、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響に直面する町民の皆様への生活支援に資するというような事業になります。

給付金につきましては、先ほど申されましたように、1人当たり3,000円分のデジタル商品券の給付をいたします。

給付時期につきましては、確定いたしましたのでお伝えさせていただきますが、そちらのほうのパネルにございますように、10月から順次、10月1日からということになります。それで、各御家庭にQRコード付きカードを発送予定でございます。これをスマートフォンで読み込んでいただいて、デジタル商品券として使えるということになります。

使用期間につきましては、お手元に届きましてから令和8年1月31日土曜日までの使用期限としております。よろしくお問い合わせいたします。

○岸川信義議員

町民の人たちも楽しみに待っていますので、非常にいい答弁だったと思ってます。

それでは、これからの「しろめし町 しろいし町」が特殊詐欺に遭わない町であることと、商品券発行で少しでも栄えることを願ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○内野さよ子議長

これで岸川信義議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

明日も一般質問です。

本日はこれにて散会します。

15時21分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年9月9日

白石町議会議長 内野 さよ子

署名議員 吉岡 英允

署名議員 草場 祥則

事務局長 中原 賢一